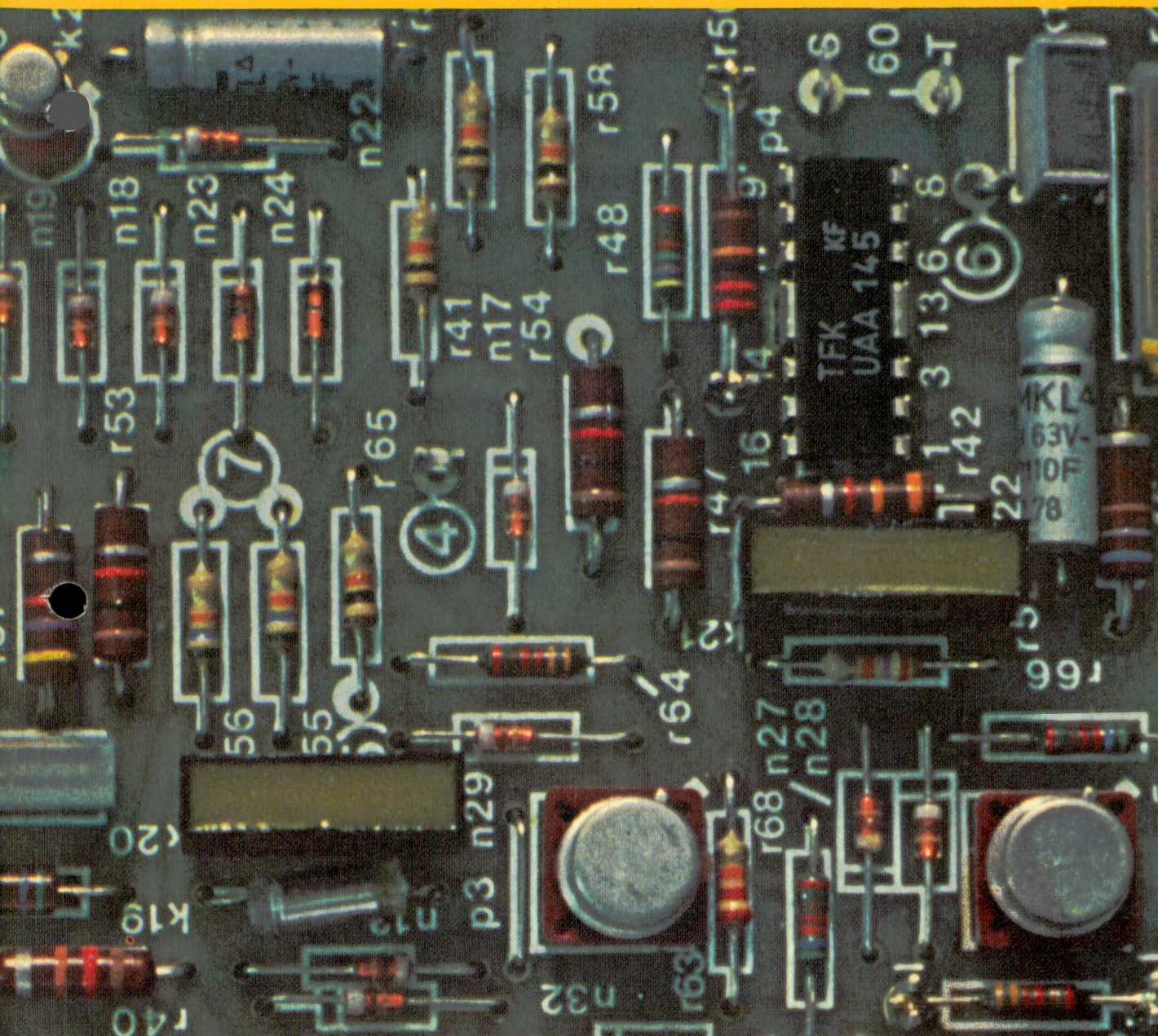


STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C. (P) No. 41/1/80

1980: 4 月號

月報



シンガポール日本商工會議所

〈目次〉

(1980年4月号)

会員格付調整ご協力お礼	1
協力関係強化した E C と ASEAN	2
シンガポールの1979年の経済実績と1980年度予算	9
個人所得計算の構造と節税の考え方	20
理事会の動き	56
部会活動	59
広報欄	60
資料案内	61
4月の主な経済記事	62
編集後記	63

1980年4月8日

会員各位

シンガポール日本商工会議所

会頭 島 崎 弘

会員格付調整ご協力お礼

かねてより本所理事会において会員間の格付公平化と本所財政基盤強化のため、会員格付見直しについて審議を重ね、その結果、本年1月以来、全会員に格付け調整に関しご理解、ご承認をお願いしてまいりました。

この間、とくにアップ・グレードになりました会員各位におかれましては、本社との接触等多大のご尽力を頂いて新格付をご承認賜りましたこと、まことに感謝に堪えません。お蔭様で、これまでの格付基準未整備による一貫性の欠如がここに是正されることとなり、御同慶の到りと存じます。

なお、特殊なご事情で理事会案を御承認頂けなかつた2～3社の会員についても引続き新格付適用を依頼しております。

今後とも新会員の格付にあたりましては公平かつ厳正に行ない、会員の負担公平化の徹底をはかり本所活動の強化に資したいと存じます。

会員各位のご支援に重ねてお礼申し上げます。

協力関係強化した EC と ASEAN

Jiji PReES, LTD.

金 重 紘

それぞれ 2 億 5000 万前後の人口を擁する東南アジアと欧州の地域組織が 3 月初め、がつちり握手した。EC と ASEAN が「協力協定」に調印したのだ。これまでの経緯、協定のねらいと内容、日本への影響などについて現地取材した特派員に報告してもらった。

欧州共同体 (EC) と東南アジア諸国連合 (ASEAN) は 3 月 6、7 の両日、マレーシアの首都クアラルンプールで開かれた第二回閣僚 (外相) 会議で、念頭の「協力協定」に調印、「政治声明」と「宣言」を発表、EC と ASEAN 双方のあらゆる分野での協力関係の強化をうたいあげた。EC、ASEAN のタイアップについては、これまでずっと ASEAN の“片思い”に終始しており、EC 側が遅まきながら、これに応じたのは、ASEAN が政治的にも経済的にも無視しえない存在に成長したことを物語るものといえよう。同時に、これは開発途上国の中でも優等生で、天然資源の豊富な ASEAN 地域の経済に占める日本の飛び抜けた役割に“待つた”をかける意識が強く作用しているようだ。

天然資源の豊かさに着目

EC 側が ASEAN をいかに重視し始めたかは閣僚会議に顔をそろえた各国代表のレベルに端的に表れている。EC 加盟 9 カ国中 7 カ国が外相を派遣、残る 2 カ国が外務担当国務相を出席させ、わずか数日とはいえ、実質的には「協力協定」への形式的な調印だけにすぎない会議にわざわざクアラルンプールまで、これだけのレベルの代表を送るなどということは、これまでに考えられないことだった。それを重々知っているだけに、ASEAN 側の喜びはひとしお、日本、米国に次いで EC を引き込んだことで、ASEAN の地位は格段に上昇したし、米、日、EC をあらゆる分野で互いに競争させることができるようになった。

EC 側が同じような地域組織とはいえ、総合的な経済力では格段の差のあ

る ASEAN にパートナーとしての地位を与えたのにはもちろん、それなりの理由のあることだ。政治的には、ASEAN が東南アジアの非共産主義諸国の連合体として、重要な役割を演じ始めた。また経済的には——当然 EC が関心を持っているのはこの分野だが——近年の経済成長率の高さ、天然資源の豊富さで見逃せない存在になつた。

たとえば、ASEAN 加盟 5 カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）の 1973 年から 78 年までの実質国内総生産（GDP）の年間成長率は平均 6.8% から 7.9% となっており、この意味では、世界で最も急速な経済成長を達成しているといえよう。ちなみに、この間の EC の成長率は 3% 以下にとどまっている。

また、天然資源の豊かさについては、ASEAN は世界全体で天然ゴムの 80%、熱帯硬質材の 75%、パーム油の 60%、ココナツの 50% を供給している。しかも、石油、スズ、銅、砂糖、コーヒー、タバコの手産地でもある。「協力協定」調印式の席上、ASEAN 側を代表して演説したフセイン・オン・マレーシア首相は ASEAN が 2 億 4000 万人以上の人口を有する潜在的に重要な市場であることを強調するに先立ち、天然資源の豊富さに EC 側の注意を喚起している。

画期的な「協力協定」

EC と ASEAN の幅広い経済協力について定めたのが、今回調印された「協力協定」。相互に最恵国待遇を与えることを基本に、商業、経済、開発面で協力を促進するよううたつたもので、どちらかといえば、今後の協力の大ワクを規定した「総論」にあたる。この協定自体がとくに、協力内容について具体的に記しているわけではなく、一般的な協力関係の基礎を提供したという意味で重要な意義を持つ。

ASEAN 側も同協定の“限界”は十分心得ており、どちらかという、第 5 条で規定されている合同協力委員会の設立に大きな期待をかけている。同委員会は協定履行のため適当なレベルで一年に少なくとも一回定期的に開催されることになつており、ASEAN 側は、EC とのあらゆる経済問題をこの場に持ち出し、解決を迫つてゆく考えだ。最恵国待遇の相互供与はタイなど関

税貿易一般協定（ガット）に加盟していない国に恩恵があるだけで、ASEAN加盟国全部に直接利益を及ぼすわけではない。

しかし「協力協定」がEC、ASEAN間の貿易、経済、開発協力の強化に重要な役割を果たすエポック・メイキングな協定であることは否定できない。

出遅れていたECの接近

ここで、EC側発表文書や資料をもとに、ECとASEANとの経済関係の現状をみておきたい。基本的に、EC側には、ASEANの急速な経済成長ぶり、政治的結束強化、欧州との伝統的な経済関係にもかかわらず、これまでEC側のASEAN接近が遅れていたとの反省がみられる。

まず、貿易については、ECとASEAN間の貿易高が絶対額で増加しているのは事実だ（第1表参照）。73年から78年の間をみると、ECからASEANへの輸出は16億5600万欧州計算単位（EUA、73年）から38億6000万EUAにアップした。またASEANからの輸入も17億6700万EUAに増大した。

（第1表）ASEANとECの貿易高の推移

（単位＝100万EUA、1EUA＝1,274米ドル）

	1973	1974	1975	1976	1977	1978
ECの輸入	1,777	2,319	2,200	3,355	4,130	4,234
ECの輸出	1,656	2,727	2,634	3,282	3,845	3,858
バランス	-121	+408	+434	-73	-285	-376

資料＝EC

しかし、相対的にみれば、ECとASEAN間の貿易高は減少している。ASEANの輸出高全体に占めるEC向けは15.7%（73年）から14.2%（78年）に減少した。また、ASEANの輸入高全体に占めるECの割合は16.5%（73年）から14.4%（78年）に低下している。しかも、注目すべきは、78年のECの貿易高全体に占めるASEANの割合はわずか2.3%で、中南米の5.3%、アフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP）の6.9%を大きく下回る。ECの考えでは、市場、天然資源、経済成長の3

つの要因を考え併せれば、あまりにも ASEAN が EC の中で過小評価されすぎていたと EC 側は反省している（第 2 表）。

（第 2 表）ASEAN の主要国別貿易：1978 年

（単位＝100 米ドル）

	輸 出	割 合 (%)	輸 入	割 合 (%)
世界全体	35,744	100	36,513	100
米 国	7,619	21.3	5,170	14.2
日 本	8,940	25.0	9,085	24.9
E C	5,094	14.2	5,259	14.4
ASEAN	5,005	14.0	4,495	12.3

資料＝EC

これは EC の対 ASEAN 投資についても、同様のことがいえる。ASEAN への主要国の投資額をみると、77 年末現在で、日本が 32%、米国が 16%、EC は 14% にすぎない。EC の投資を ASEAN の国別にみると、77 年の新規投資中、EC はインドネシアで 9%、マレーシアで 18%、フィリピンで 11%、シンガポールで 32%、タイで 13% を占めている（第 3 表）

（第 3 表）ASEAN 各国への主要国投資分布（%）

	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ
E C	9.0	18.0	11.0	32.0	13.0
米 国	11.0	15.0	33.0	33.0	16.0
日 本	37.0	27.0	25.0	15.0	35.0
オーストラリア	3.0	2.0	5.0	-	1.0
香 港	11.0	10.0	1.0	-	10.0
そ の 他	21.0	8.0	25.0	20.0	20.0

資料＝EC

EC、ASEANはECのASEAN投資を増やすため、79年ジャカルタで開催された第二回産業協力会議で8つの重点投資部門について合意した。これは①化学、②電気、③機械・金属、④農産物加工、⑤木材および関連産業、⑥精密機器、⑦輸送・通信、⑧プリンテーション——で、今回の協力協定に沿い、ASEAN側はECからの投資誘致のため投資環境の改善を図る考えだ。

他方、開発面での協力については協力協定で、ECはASEANを開発途上国とみなし、金融など各種の協力を約束した。ECはこれまでもASEAN諸国に各種の開発援助を与えており、76年以来、フィリピン、インドネシア、タイ3国でかなりの数のプロジェクトが実施された。

3つ巴の資源争奪戦へ

ECとASEANのタイアップはASEANの長年の念願だった。接近を始めたのはASEANの側、英国のEC加盟で、英連邦特惠関税の消失による輸出への影響を心配した一部ASEAN諸国が動き始め、1972年、特別調査委員会を設立した。同委員会をASEAN側の窓口として、同年以来、ECとの定期的接触が維持されてきた。ASEAN側は当初から、組織ベースで協力協定の締結を要望した。

ASEANが77年に日本、オーストラリア、ニュージーランド、78年に米国と、それぞれ閣僚レベル以上の会議を開くことに成功したのにかんがみ、EC側とも閣僚レベルの会議の招集を求め、78年11月にやつとブリュッセルで第一回閣僚会議を開催した。この席上、協力協定の交渉開始で合意、1年後の79年11月末、双方は同協定に仮調印した。

EC側が自分と比べれば、"格"の全然違うASEANと協力協定の締結を行い、経済の広範な協力に応じたのは、もちろんASEANの政治的・経済的実力の向上が第一の理由だが、同時に、これ以上ECがASEANの要望を無視し続けると、ASEANと日本が独占的経済関係をいつそう強化するという不安があつたことも見逃してはならない要因だろう。もちろん、EC側はこのようなことは正式には何も言わない。ASEAN側も、この種の脅しをECにかけたことなど、正式にはおくびにも出さない。

しかし、ASEANが77年、日本の引き込みに躍起となつていたころ、日本

側に対し「日本がやる意思がなければ、ECに頼みますよ」と何食わぬ顔で言っていたことを考えると、逆の場合も当然ありうるとみてよかろう。また、ECも、順調な経済成長を続けるASEANが次第に日本との経済関係を強化してゆくのを目のあたりにみるから、ジリジリしていたことは想像に難くない。

実際、ECとASEANの関係をつづつたECの公式文書には、日本がASEANに占める圧倒的に優越した経済関係が、あちこちに登場する。——「日本はASEANの対外貿易の25%以上を占める主要な貿易パートナーである」「ASEANへの日本の投資は急速に増大、77年末には、ASEANへの外国投資全体の32%以上を占める」「日本の投資はインドネシア、フィリピン、タイでとくに重要である」——このような表現が随所に登場するのもECが日本をいかに意識しているかを示す何よりの証左であろう。

それだけに、ASEAN駐在の日本大使館もECとASEANの協力協定の調印とその日本に及ぼす影響について、真剣な評価を行っている。大ざっぱにいつて、これによつて、日本とASEANの関係が後退することではなく、日本にとっては全般的に歓迎すべきことだというのが表向きの受け止め方。日本の安全保障と密接に結びつくASEANの安定がECの参入によつて、いつそう強固になるというわけだ。

しかし、ASEANの市場、天然資源をめぐる争奪戦はECの参入によつて、日本、米国、3つどもえで激化することは必至だ。すでに各種プロジェクト受注については、韓国の追い上げに苦しんでいる折から、日本企業はECの参加でいつそう苦しい立場に追い込まれる、また、円借款の供与にあたつて、これまでのヒモ付きをやめ、ヒモなしに変えつつあるが、こうなれば、円借款を武器として日本製品の売り込み、工事受注を図ってきたこれまでのやり方は通じなくなるわけで、日本企業はASEAN地域での従来の独占的地位を守るのに苦労しそうだ。

参 考

EC・ASEAN 協力協定の要旨

第一条（最恵国待遇の供与）＝双方は関税貿易一般協定（ガット）の規定に従い、商業関係で相互に最恵国待遇を与える。

第二条（商業協力）＝双方は相互の商業交流の発展の多角化を最大限に促進する。双方は貿易障害、特に非関税障壁、関税障壁の克服のため、あらゆる方法を研究する。このため双方は、①商品関連の貿易を含む共通の関心のある商業問題の解決に協力する、②商業取引のためできるだけ広範な便宜を相互に与える、③完成品、半完成品および一次産品の市場へのアクセスを改善、資源の稼働度を高めるため各国の利害とニーズを全面的に考慮する、④新しい貿易形態をつくり出すため努力する、⑤輸出入拡大方法を研究、勧告する、⑥貿易に悪影響を及ぼす措置が検討される場合、相互の意見を最大限に求める。

第三条（経済協力）＝双方は利害の補完性と長期的な経済的可能性を踏まえ、あらゆる分野での経済協力を行う。この中では、①互惠投資による緊密な経済的な連携の促進、②技術、科学進歩の奨励、③新しい供給源と新市場の開拓、④新しい雇用機会の創出――が含まれる。このため双方は、①両地域の民間企業、公的機関の経済協力に関する情報交換、②鉱業など個別企業の産業技術協力、③科学、技術、エネルギー、環境、運輸、通信、農業、漁業、林業の分野での協力――を推進する。これに加え、双方は投資促進、投資保護取り決めの相互拡大を通じ、投資環境の改善に努力する。

第四条（開発協力）＝ECはASEANを開発途上地域とみなし、ASEAN加盟各国および地域の発展を加速化するプロジェクトを通じ、経済的抵抗力と国民の福祉の増進のため協力を続行する。ECは食糧生産、供給、農村地域の開発、教育、訓練施設など具体的なプロジェクトや計画の実現のため、ASEANと協力する。また双方は両地域の金融面での協力を促進する。

第五条（合同協力委員会）＝本協定のワク内における双方の各種の協力活動を促進再検討するため合同協力委員会を設置する。協定履行のため同委員会は適当なレベルで協議を行う。委員会は一年に少なくとも一回招集する。

シンガポールの1979年の経済実績と1980年度予算

在シンガポール日本大使館
一等書記官 大西 康雄

はじめに

去る3月5日、ゴー・チョク・トン商工相は、議会において、ホン・スイセン蔵相に代わり、1980年度の財政演説を行つたが、同演説はシンガポールの今後の基本的経済・財政政策を知るうえで格好の資料と思われるので、以下その概要をとりまとめて参考に供することとする。

なお、80年度予算の特長としては次のような点が注目される。

- ① 昨年6月末のNWC勧告時にあきらかにされた産業構造高度化政策に財政的裏付けを与える観点から、昨年までとは異なり大型積極財政政策が採用され、職業訓練・教育関係経費の増大、各種インフラストラクチャーの整備費、政府事業費の増大等が図られ財政赤字額は前年の約2倍に拡大された。
- ② 一方、同政策を租税政策面からも補完、支援するため、プラント・機械類の償却方法の改善、試験研究費の二重控除の容認等設備投資促進のため各種特別措置の導入・拡大が図られるとともに、個人の勤労意欲を一層刺激するため個人所得税率の大巾緩和が図られた。
- ③ また、自由貿易主義を貫徹し、国内産業の一層の効率化を図る観点から、保護関税（対象物品、テレビセット、衣類、家具、ゴムタイヤ及びチューブ、塩素、エアコンデション、冷蔵庫等）を全廃した（但し、ASEAN特惠制度の枠内で軽減撤廃を図るものを除く。）

1. 1979年のシンガポール経済の概況

1979年のシンガポール経済は世界経済の不調にもかかわらず好調に推移し、実質国内総生産（GDP）の成長率で9.3%と前年実績（8.6%）を上まわつた。しかも、原油価格と賃金の大幅な上昇にもかかわらず、消費者物価上昇率は4%と前年実績（4.8%）を下まわり安定的に推移した。

製造業は14%成長し、1973年の石油ショックによる景気の後退以降

最大の伸び率を記録するとともに、GDPのうち31%を占めた。運輸通信業も好調で同じく14%成長した。また、長らく低迷が続けていた建設業も、民間部門のホテル、事務所、ショッピング・センターの建築ブームにより回復した。

貿易量は対前年比32%増と大幅に増加したが、これは主として原油価格の上昇によるものである。しかし、原油価格の上昇分を差し引いても21%と前年(12%)の約倍増となつた。これを輸出入別にみると、輸出22%増、輸入20%増となつている。また、国際収支も引続き資本の流入を得て健全に推移している。

観光客数も対前年比で9%増加したが、これは、オーストラリア・インドネシア及び米国からの観光客の減少を日本及びヨーロッパからの観光客の増大でカバーした結果である。

以上のように79年の実績は極めて良好であつたが、ただ、生産性の伸率が低下した(79年は2.6%と78年実績の4%を下まわつた。)ことは遺憾であつた。即ち、79年の成長は生産性の向上よりも雇用の拡大(対前年比6.6%増)により達成されたものであり、その結果、非熟練の外国人労働者が相当流入した。

2. 80年代への開発戦略

大量失業問題を抱えた60年代には、雇用問題解決のため我々は労働集約産業の発展を志向せざるを得なかつたが、70年代初頭には、国際貿易の拡大に助けられ、雇用問題の解決を図ることに成功した。それ故、我々は、完全雇用経済のもとで成長を図るため高付加価値産業への移行を目指したが、74年及び75年の石油危機及び世界的な景気の後退のため、産業構造の变革を断念せざるを得なかつた。

その後、我々は石油危機に続く景気後退を切り抜けることに成功したが、その結果、我々の産業構造は、労働集約型に留まり、未熟練の外国人労働者を多く移入せざるを得なかつた。しかし、今や労働力の豊かな他の発展途上国が低技術、低賃金産業の分野では追いあげてきているので、我々は、我々の産業構造を高技術、高付加価値産業へ高度化する以外に選択の道はないの

である。

勿論、我々の唯一の資源は人的資源なので、我々は教育と訓練を通じ勤労者の能力の開発を図るとともに勤労精神を植付ける必要がある。

それ故、80年代の我々の開発目標は、産業構造の高度化を急速に図ることである。我々は、昨年、産業の機械化、自動化、省労働力化を促すため高賃金政策を発表したが、これは産業構造の変革を促す一つの政策手段にしかすぎないので、この高賃金政策は、生産において資本のより高度な利用を促す財政上等の他のインセンティブにより補完されなければならない。産業構造の高度化を図るため資本に対する労働の相対価格を上昇させたことはさみの片刃で物を切るようなものなので、もう一つの片刃である労働者の熟練度によつてそれは補完されなければならない。

石油価格は今後も上昇を続けると思われるし、経済構造の変革を目指す我々を取りまく経済環境は決して容易なものではない。

80年代には年率8~10%の経済成長を遂げることが我々の目標であるが、これに成功すれば、我々は1人当たり国民所得で1990年には1978年の日本の水準(1979年価格で15,000~18,000シンガポール・ドル)に到達することができるであろう。

それでは、次に、各産業分野別に、政府の政策目的を詳述することとしたい。

3. 工業

製造業は70年代の主要な成長産業であつた。付加価値も年率平均12%増加した。また、投資も着実に増加したが、主要な投資国は日本及び米国となつている。

労働者1人当たり付加価値も70年の8,720シンガポール・ドルから79年には11,800シンガポール・ドルと増加した。これは年率3.5%の生産性の増加に当る。

80年代には製造業が持続的な生産性の向上を図りながら経済の中核産業へと成長し、GDPに占めるシェアも90年には現在の22%から31%へと拡大することを期待している。高付加価値産業は高価格のエネルギーを

吸収することもできるし、また、世界景気の後退期に顕著になる保護主義の圧力にもよりよく抗することができる。我々は、保護主義者の感情をあまり刺激しない部品の製造に移行すべきである。また、工業サービスの提供に努め、市場を多様化する必要がある。

我々は、輸出志向産業の育成を目指して以来、近代技術と世界市場への近接をのぞむならばたえず多国籍企業を通じて外国の専門技術を引きつける必要があることを認識した。この多国籍企業との協調をのぞむ政策は80年代も継続されるであろう。

しかし、同時に、我々はローカル企業の高度化のためにできるだけ援助を行うつもりである。外国資本の流入により、ローカル企業はこれら外国企業との合併事業を通じて、あるいは外国企業のサポーティング・インダストリーとして近代技術やノウ・ハウを取得する機会にめぐまれるであろう。

1979年には、EDBの記録によれば、電子レンジ、電子機器、精密鑄造等の高付加価値産業の分野で34の合併事業が設立されている。また、EDBにはローカル企業専担の部局が設置されているし、必要ならば、同部局を拡大するとともに、同部局の政策に指針を与えるためローカル企業家を含む諮問委員会を設置する用意がある。小企業融資制度 (Small Industries Finance Scheme) は、今までに184の小企業に27百万シンガポール・ドルを融資しているが、育成価値のあるローカル企業家には引続き同制度に基づき財政上の援助が与えられるであろう。また、製品開発援助制度 (Product Development Assistance Scheme) に基づき同趣旨の援助が与えられるであろう。ローカル企業は競争に対しては保護されないが、繁栄の見込みがあれば援助されるであろう。

昨年、私は、当議会に対し、長期の研究開発計画を策定中であると申しあげたが、大筋の計画は現在までのところだいたい固つたが、計画の細部の策定は今後の作業にまつ段階となつている。また、大学、政府研究機関及び民間産業部門間の共同研究を奨励するため、ケント・リッジ（注、シンガポール大学工学部所在地）に科学技術公園を開設する計画を考慮中である。また、多国籍企業がその研究開発活動をシンガポールに移転することを奨励するため、また、ローカル企業の研究開発活動を奨励するため、税制上の優遇

措置を導入する考えである。

4. 貿易

対外貿易は70年代に年率12%の割合で増加したが、これは60年代の増加率の約2倍であり、また、70年代の世界全体の貿易量の伸びの2倍でもある。1970年には工業生産高の39%が輸出されていたが、今や、60%が輸出されている。また、工業製品の輸出（再輸出を除く。）に占める割合は、70年には37%であつたが79年には49%となつている。

我々が80年代に産業構造の変革という目的を達成することができれば我々の輸出は拡大することができるであろう。1990年までに工業製品が総輸出の60%を占めることとなろう。

80年代には多国間貿易交渉(MTN)が貿易の拡大に幾分良い影響を与えるであろう。シンガポールの総輸出の25%は米国、EEC及び日本の優遇関税制度の対象となつている。保護主義を最も良く牽制できるのは国際的な監視を通じてであるので、シンガポールはMTNを支持してきており貿易上の技術的障壁、政府調整、関税評価、民間航空機貿易、反ダンピング及び輸入免許手続に関する条約にも署名するつもりである。また、今後も未解決の問題に関する交渉に引続き参加していくつもりである。

我々の輸出の成功は、大部分、多国籍企業が自己の製品を自己の販売網を通じて国際市場で販売したためにほかならない。けれども、我々としては、ローカル企業も輸出努力を行うよう奨励する必要がある。我々としては、引続き輸出促進のためのサービス、租税上の奨励措置を提供していくので、ローカル企業も努力を増大しなければならない。

貿易局の貿易促進課は、貿易拡大のための仕事を引続き遂行していくつもりである。既存の4つの貿易事務所に加え、新に2つの事務所をEEC内に設置し、商務官のサービスを拡大する予定である。また、昨年、中国との間で通商協定を締結したが、現在、中国との間で貿易事務所設置の話し合いを進めているところである。また、貿易及び商業上のデーターを提供するため、電算機による貿易情報制度の設立を考慮中である。海外での貿易見本市や海外への貿易ミッションに参加するのを奨励するための税制上の優遇措置を含

め、ローカル企業に対する支持を引続き継続していくつもりである。租税上の経費の二重控除は、海外市場でのキャンペーンに要する費用にも認められるであろう。民間部門の代表者を含む貿易促進委員会は、これまで、貿易上の問題や見通しを協議するため会合を重ねてきたが、今後もこれを継続し、貿易局に対する諮問委員会としての有効な役割を果たすであろう。

5. サービス産業

貿易を含むサービス産業は、60年代及び70年代を通じGDPの成長に大きく貢献(70%)したが、これは、脱工業社会を意味している訳ではなく、むしろ、シンガポールが天然資源に乏しく、土地も狭く、かつ、人口も稀少なことの反映にしかすぎない。我々は、これらの制約を踏まえ、急速に発展をつづけている本地域での戦略的な位置、また、海空交通及び通信網の交叉路という戦略的な位置の利点を最大限に利用することにより所得を生み出す必要があるが、80年代においても、我々は、これらサービスの改善に引続き取り組むであろう。

金融センターとしてのシンガポールも、60年代よりは70年代に一層重要な役割を果たすこととなつた。80年代には我々はシンガポールを国際的な資金管理センター(International Funds Management Center)に育成することを目指しているが、銀行にも電算機のより一層の活用等自動化を推進することにより生産性の向上を図るよう奨励していくつもりである。

運輸通信業は70年代に顕著な成長をとげ、GDPに占める比率も1970年の11%から1979年には18%に増加した。チャンギ国際空港の完工と開放的航空政策によりシンガポールは、80年代には、航空運輸業のうえでより重要な役割を果たすこととなろう。運輸通信業は、港湾・通信サービスの持続的向上、国営の航空、海運両会社の成長及び航空機補修サービス業の設立等により、引続きシンガポール経済の重要な柱としてとどまるであろう。

観光業は、70年代、60年代の17%より若干下まる年率16%の割合で成長した。80年代にも引続き、観光業の成長を図っていくが、ホテルの供給が追いつけば、我々は80年代には年率12%の成長を目標とするであろう。

昨年は会議産業 (Convention Business) も好調で 1 7 3 の会議や展示会のホスト国となつた。我々は本産業の発展に向け引き続き努力を継続するつもりである。

我々は生産性の向上のため、政府の内部局や外局を含め電子計算機の一層の活用を図るつもりであるが、同時に、電子計算機用員を訓練してプールし、ソフト・ウェア技術等を輸出するつもりである。電子計算機の使用を奨励するため、電子計算機及び周辺機器に租税上 3 年の減価償却を認めるつもりである。また、現在、所定の電子計算機関連企業に対し、輸出志向型の高度の電子計算機ソフトウェア活動を対象として、現行の輸出所得に対する 10% の優遇税率に加え、5~10 年間パイオニア・ステータスを認める可能性を検討中である。

6. 保護関税の撤廃

60 年代の後半、我々は、輸入代替産業から移行し始めた。関税障壁に守られた輸入代替産業育成政策は、短期的には利益を持たらすかもしれないが、長期的には成長を阻害することになるし、更に、我々は産業の成長を何よりも、世界市場に依存しているので、我々の工業製品は国際的に競争力を有しなければならない。しかし、これは、保護関税制度のもとでは達成することのできないものである。

それ故、1968 年頃より新たな保護関税の導入を打切つたし、また、1973 年及び 1977 年にはかなりの保護関税の撤廃を行つた。また、昨年、自動車の当地組立てについて、本年 8 月 1 日より保護を撤廃することを発表した。しかし、依然、10 年以上も存続している保護関税が多数存在している。また、シンガポールは自由貿易と自由競争を標榜しているので言行を一致させなければならない。以上の観点から、ASEAN 特惠制度の枠内で軽減撤廃を図るものを除き、全ての保護関税を直ちに（一部は段階的に）撤廃する。その詳細は、別途、大蔵省より官報により公告される。（筆者注、本決定に基づき、テレビ・セット、衣類、家具、ゴムタイヤ及びチューブ、塩素、エアコンデション、冷蔵庫等の関税が撤廃された。）

7. 1980 年度予算

(1) 歳出

1980年度予算の編成にあたり基本的に留意した諸点は次のとおりである。

- a . 政府経常支出をできるだけ抑制し、経常歳入の範囲内にとどめると。
- b . 80年代に向けての経済構造変革政策に財政的裏付を与えるとともに、経済開発と社会開発のバランスをとること。

経常歳出にあてられる主予算は、4,019百万シンガポール・ドルで、対前年比19%増であるが、全額経常歳入4,113百万シンガポール・ドルによつてまかなわれる。

人員配置の効率化を図るという見地より、1980年の人員増は純ベースで957 と対前年度比わずか1.4%増となつている。しかも、このうち533は教育省の新小学校教育制度等と関連したものである。また、シンガポール・ラジオ・テレビ局が特別法により法人化されたことに伴い1422の人員が予算の対象外とされることになつたので総定員は1979年の69,691より465 減少して69,226となつている。

また、今年度予算は、再び、社会資本の充実の重要性に配慮して、全予算の47%、3617百万シンガポール・ドルを開発のためあてている。このうち、ジュロン・タウン公社や政府系企業の融資に10,47百万シンガポール・ドルが、また、チャンギ空港及び道路網の建設に430百万シンガポール・ドルが支出される。

経済構造の改革及び長期的な経済の健全性のためには、人的能力を開発して高付加価値・高技術の製品を製造する必要があるので、予算においても、人的資源開発のため、教育や職業訓練関係の支出を増加された。

また、経済開発は社会開発と相伴なわなければならないので、公共住宅の建設に開発予算の31%、1,133百万シンガポール・ドルの支出をふりむけている。この結果、経済開発費と住宅費で開発予算の80%を占めている。

(2) 歳入

政府の歳入見通しは次のとおりである。

経常歳入、	4,113	百万ジンガポール・ドル
(内訳)		
直接税	2,022	"
間接税	1,115	"
財貨・サービスの売部	368	"
投資収益	296	"
その他	293	"
開発基金収入	1,039	"
(内訳)		
貸付金返済	945	"
利子・配当収入	94	"
借入金及び開発基金取崩し	2,484	"
総額	7,636	"

財政赤字額（借入金及び開発基金取崩し）は、約33%で前年度の約2倍となっている。

8. 税制改正

(1) タバコ消費税及び輸入税の増税

現在はタバコ製造業を保護する観点から、消費税に比し割高な輸入税が課されているが、国内産業保護政策の撤回及び禁煙の奨励という観点より、タバコ消費税と輸入税の調和を図るため、タバコ消費税をキログラム当たり4ドルから9ドルへ、また、輸入税もキログラム当たり35ドルから36ドルへ増税する。

(2) 研究開発奨励のための優遇措置

研究開発奨励のため、研究開発を行う企業及び研究開発機関に対し次の優遇措置を認める。

- ① 施設、設備費を除く研究開発費の二重控除
- ② 研究開発用機械設備の3年間の加速度償却
- ③ 研究開発用投資支出の投資控除（最高50%）
- ④ 現在工業用建造物にのみ認められている初年度25%、2年次以降毎

年 3 % の減価償却の研究開発用建造物への適用

期間 5 年以上にわたるライセンス費の支払の資産計上と償却の認容

(3) 機械・プラントの償却

- ① 期間 3 年間の加速度償却の電子計算機及び研究開発用設備への適用
- ② 年次償却の定率法から定額法への改定
- ③ 現行償却表の全面改定（耐用年数の短縮）

(4) 印紙税の改正

- ① 抵当権設定及び社債発行に係る印紙税の最高限度を 500 ドルとする
- ② アジア・ダラー債、シンガポール・ドル債の印紙税の全面的免除（従来はケース・バイ・ケースにより免税とされた。）市場流通証券の取引に係る印紙税の免除。
- ③ エイシアン・カレンシー・ユニット（A C U）のオフ・ショア・ローンの契約書等関連文書に係る印紙税の免除（従来は、最高限度 500 ドルで $\frac{1}{2}$ % の税率による従価税であつた）。
- ④ 株式証券に係る印紙税の免除（従来は、0.1 % の従価税）
- ⑤ 株式取引に係る印紙税の税率の改定（従来は、0.2 % と 0.3 % の二本立であつたがこれを 0.2 % に一本化した。）
- ⑥ 保険証券に係る印紙税率の改定（従来の多様な税率を文書当り 1 ドルとした。）
- ⑦ パートナー契約に係る印紙税率の改定（従来の多様な税率を 10 ドルに一本化した。）
- ⑧ 約束手形に係る印紙税を 1 手形当り 1 ドルとした。その他所要の文書に係る印税を廃止する。

(5) オフ・ショアの金取引に対する優遇措置

- ① エイシアン・カレンシー・ユニット（A C U、シンガポール・ドル以外の米ドル等の指定通貨を取扱う銀行の特別勘定）の非居住者、他の A C U、並びにシンガポール金取引及び海外の他の金取引所の仲買人との取引より生じる利益に対し、通常の所得税率 40 % に代え、10 % の優遇税率を適用する。これは、従来の優遇税率の適用対象が非居住者との取引のみに限定されていたものの他の A C U、金

取引者の仲買人との取引にまで拡大したものである。

- ② シンガポール金取引所の公認仲買人が、非居住者、同取引所の他の会員及び他の A C U との取引から稼得する手数料等についても同じく 10 % の優遇税率を適用する。

(6) 個人所得税

- ① 個人所得税の減税方法には、人的控除を拡大する方法と全般的に税率を引下げる方法があるが抑制的な財政支出と福祉政策の重要性をシンガポールの国民に植付ける意味からも納税人員を減少させる人的控除の拡大（即ち課税最低限の引上げ）は見送つた。
- ② 今回の累進税率の緩和措置により、納税者の負担は所得階層により、6.8% から 19.9% 軽減される（平均軽減率 16.1 %）。このような大幅な減税措置は、経済成長に必要な勤労者の勤労意欲を減退させないためのものである。
- ③ 所得税緩和の最終目標は、所得税の最高実効税率を法人所得税率の 40 % 以下にとどめることにあるが、これは、法人成りにより所得税負担の軽減を図ろうとする者と所得の隠ぺいを図れない給与所得者及び職業の性格上法人化できない弁護士等の専門家との負担の均衡を配慮したからである。
- ④ 経済構造の変革を成功させるためには、青年層の技術知識の獲得意欲を刺激しなければならないが、現在、年間 2 万ドル～10 万ドルの所得を稼得している技術者、管理者、専門家等が所得税の最大の担い手となつていたので、税負担の平等化をより一層推進しなければならない。
- ⑤ 唯一の人的控除の拡大措置として、肉体的・精神的不具者である兄弟・姉妹を扶養する者には年間 750 ドルの控除を認める。これは、従来不具者たる子女を扶養する両親にのみ与えられていた人的控除の拡大適用を認めたものである。

個人所得税計算の構造と節税の考え方

会計士補 松永 裕人

(1)はじめに

税法の規定が複雑なところほど節税対策もいろいろ考えられます。また、税吏が無能ないし不実なところほど脱税が容易です。残念ながら(?), シンガポールはそのいずれにもあてはまらないように思われます。とは言いましても、やり方しだいで、納税額に多少の差は出てくるものですし、簡単なことですら見逃している企業も少なくありません。

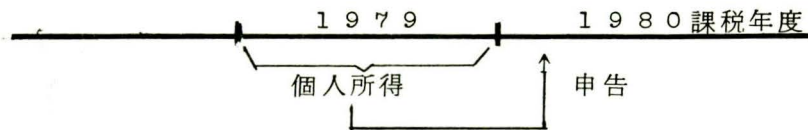
そこで、本稿では、個人所得税の基本的な構造と節税の考え方をご紹介します。計算例をいくつか例示して皆さんの参考に供したいと思います。もとよりすべてを網羅したわけではなく、また内容に偏りがあつたり、掘下げ方が不十分であつたりする点は否めませんが、ご容赦願います。

なお、当地には私を含めて7人の日本人会計士(ないし会計士補)が常駐しており、日本系企業の便宜を図っています。そして当月報にもほぼ赴任順に原稿を寄せています。おしなべて、書きやすい所やあたりさわりのない所を書く傾向がありますので、本稿も内容的には重複している点多々あります。あえて似たようなテーマを選んだのは、個人所得税の方がより多くの企業にとって共通の関心事であることと、新たに赴任された方の便宜を図るためであります。

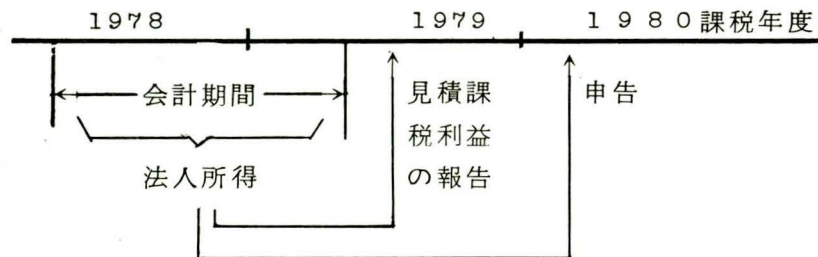
(2)課税年度と居住者

まず課税のシステムと用語の説明をしておきましょう。税金を計算し査定するために区切られた一定期間を課税年度 (Year Of Assessment) と呼び、暦年(1月1日から12月31日までの12か月間)に一致しています。この課税年度において課税計算をする対象となる所得は、個人の場合、前年1月1日から12月31日までの所得であり、会社の場合、前年のいずれの日かに終了した会計年度です。申告書の送付並びに提出は毎課税年度初頭に行な

われますが、会社の場合は対象期間とのずれが大きくなる場合がありますので、決算日が9月30日以前の会社は、決算日後3か月以内に課税利益を見積りて報告しなければならないようになっていきます。



(注) 帰国者については、申告・査定を繰上げて実施するのが普通です



査定は、申告書の提出後すみやかに行なわれることになっていきますが、実際にはシンガポール時間の基準に従って行なわれています。申告した税額の計算に誤りがある場合は、当該課税年度の終了日後12年以内であれば、追加課税をすることができ、意識的に無申告や脱税がなされたと認められた(税務当局が判断します。)ときは、いつまでも追徴できます。この点は日本よりはるかに厳しいところですが、日系企業には縁のない話であろうと確言しております。

ある課税年度において、Mr. Q が居住者 (Resident) であるというのでしょうか。当該課税年度の前年に、Q氏がシンガポールに生活の本拠を置いて住んでいたならば文字通り居住者になりますが、一時的な不在があつても、居住者であると主張することが合理的で筋が通っているならば、居住者であることに変わりはありません。またQ氏が当該課税年度の前年において、183日以上シンガポールに滞在したか、あるいは従業員として働いた場合には、当該課税年度における居住者ということになります。前者は、居住性を判定するにあつての質的な判断基準であり、後者は量的な判断基準であると言えます。

(3)個人所得税計算の基本構造

居住者の場合の所得税の計算は、おおむね次のようにして行なわれます。

A. 課税対象となる所得

給与・手当・賞与等	× × ×	
税金の会社負担分	× × ×	
家屋・家具・車等の 現物支給 (Benefits in kind)	× × ×	
預金利息や配当金等	<u>× × ×</u>	
合計 (Assessable Income)		× × ×

B. 所得控除 (Personal Reliefs)

基礎控除 (Self)	× × ×	
給与所得控除 (Earned Income)	× × ×	
配偶者控除 (Wife)	× × ×	
扶養控除 (Child Relief And Dependents)	× × ×	
厚生年金及び生命保険 料控除 (CPF and Life Insurance)	× × ×	
合計		× × ×

C. 課税標準 (Chargeable Income)

× × ×

D. 課税標準に対する税額

× × ×

E. 税額控除

源泉徴収された税額	× × ×	
租税条約等にもとづ く外国税額控除	× × ×	
帰国渡航費補助に係 る税額の控除	<u>× × ×</u>	
合計		× × ×

F. 納付すべき税額

× × ×

非居住者の場合には、居住者と同じ要領で計算した税額と、総所得に一定率をかけた税額（取締役等の場合は $A \times 40\%$ 、従業員の場合は $A \times 15\%$ ）

のいずれか大きい方が課されます。居住者の場合には累進税率が適用され、低所得の部分には低い税率が用いられますし、また所得控除もうけられます。従つて一般には、総所得に一定率をかけた金額の方が大きく、この点非居住者は不利になります。

さて、それでは各項目を順に見ていきながら、節税のカギが那邊にあるか探りを入れてみることにいたしましょう。

(4)まず、課税対象所得から外せないかどうかを考える。

イ．短期滞在者免税条項 (The Income Tax Act, Section 13, Sub-section(4))'

非居住者の場合、60日以下の勤労に対する所得は非課税になります。(但し、取締役や芸能人の場合にはそうはいきません。)そこで、Q氏が1980年の10月に来星して勤務を始める予定であるならば、ちよつと遅らせて11月に来たらどうでしょうか。

1981課税年度において、Q氏は非居住者となります。従つて10月に来星すれば10、11、12月の給料の15%が税金としてとられることになります。11月に来星すれば上記の免税条項が適用され、11、12月の給料に対して税金を払う必要はありません。但し、Q氏が居住者になればこの免税措置はなくなるわけで、また、所得控除をしたあとで累進税率を適用することになります。Q氏がどの時点までシンガポールに居れば居住者扱いを受けるかは微妙なところですが、一般には1982課税年度にまでQ氏の滞在が及べば、遡つて居住者になると考えられています。従つて1982課税年度に1981年の所得の税金計算をする際、調整計算をすることになります。来星日をちよつとずらしても、ボウズ丸儲けというわけではありませんが、支払時期のずれによるメリットはあるでしょう。

ロ．中短期滞在者免租条項(租税条約第13条第2項)

ほんの1か月ぐらゐの出張のつもりで来たところがつい3、4ヶ月になつてしまつたなどというのはよくあることですが、前述の税法の規定では非課税となりません。もちろん、シンガポールで納めた税金は日本において税額控除を受けられますから、2重課税に苦しむことはありませんが、控除限度枠や手続の面倒さなどがありますからできれば避けたいものです。そこで

租税条約による免税条項を活用することになりますが、条件として次の3つが必要です。

- ①当該暦年におけるシンガポールでの滞在期間が183日以下であること。
- ②報酬が日本の居住者、すなわち親会社や本店によつて、ないしはそれに代わるものによつて支払われていること。
- ③支払者がシンガポールに有する恒久的施設、すなわち支店、工場、子会社等によつて最終的な負担がなされていないこと。

従つて、日本から立替給料の付替が回つてきたら免税とはなりません。この免税条項の適用を受けるためには、所定の申込用紙に必要事項を記入して、税務当局に提出しなければなりません。その際、日本でもらつた給料について日本で税金を納めた、という証明を日本の税務当局からもらう必要があります。

ハ、居住者は日本からの送金に注意

居住者の場合には、たとえ海外源泉所得であつても、シンガポールで受領すると課税されます。従つて、日本でのマイホームの賃貸料を送金させたりすると無用の出費をおこさせます。但し、当該年度の所得の送金なのか、あるいは過年度に稼得した財産からの送金なのか、実際には判別しにくいところです。

ニ、在星勤務中の日本国内受取所得はシンガポールで課税される。

勤労所得の場合、その源泉は実際に労働を提供した国にあるとされ、支払地がどこであるかは関係ありません。シンガポールに赴任した後は、日本で賞与その他が支払われても、日本では本来非課税となり、シンガポールにおいて申告することになります。日本での支払分は源泉徴収により税金を納めているのだからシンガポールでは納税義務がない、という論理は通用しません。

無申告であつても、現在のところはチェック機能が不備なため見過ごされることが多いと思われます。しかし税務行政の国際協力化が進められていることはご承知のとおりで（最近の話題では徴税共助条約締結の動きがあります＝日経2月2日付）、早晚改善されることでしょう。脱税が発覚した場合

には、過年度に遡つて多額の支払を要求されますので、倫理上の問題を別にしても、正直申告が望ましいのです。

節税の範囲で何とかしようとすれば、在星中の日本での支給をとりやめるしかありません。その分は赴任前ないし帰国後に補償することになるでしょうが、日本においても累進課税が適用されますので、結果的にシンガポールで払うより高くつくことにもなりかねません。会社の方針や財政状態によるところも大きい問題し、今のところ、これはという節税案は考えつきません。個別に検討するしかないでしょう。

(5)税金の会社負担

日系企業では、会社が実質的に個人の所得税を負担し、Net の給与を保証してやるのが一般的です。この税金負担分は個人にとつての所得になりますので、それに対して再び税金がかかり、その分がまた所得に算入されて課税されるというように繰返されます。

この場合、税金の計算方法に、2種類あることはよく知られています。人によつてさまざまな呼び方をしますが、本稿では繰延方式並びにグロス・アップ方式と呼んでおきましょう。後者を Tax on Tax 方式と呼ぶこともあります。会社負担の税金の上に再び税金がかかる、という意味では両者ともに Tax on Tax ですので、やや紛らわしくなります。

すでに説明しましたように、例えば1979年中の所得に対する税金は1980年に入ってから申告及び納付がなされます。従つて、支払の時点重視すれば、会社の税金負担分は1980年の所得に算入されます。これが繰延方式 (Deferred Basis) と呼ばれるものです。一方、実際の支払とは関係なく、税金とその対象となる所得の対応関係を重視すれば、当該税金負担分は1979年の所得ということになります。すなわち1979年にもらつた給与は net の給与であり、課税対象となる gross の給与は Net の給与に税金負担分を加えた金額ということになります。グロス・アップ方式と呼ぶ所以ですが、日本語にすれば、積上げ加算方式とでもいつたところでしょうか。

前者が現金主義的な発想に基づくものであり、後者が発生主義的な発想に

基づくものであることはよくわかりでしょう。現代の会計が発生主義を基調としているように、税金の会社負担も理論的にはグロス・アップ方式を採るべきでしょう。会社が税金を負担するというきまりがあれば、グロス・アップ方式を採らねばならない——最近の税務当局の考え方はこのように固まつてきたように思われます。従つて両方式のどちらが得か、といった単純な問題ではないのですが、翌年の給与水準そのものを引き上げたり、生活費上昇に伴う手当の支給といった形で実質的に税金負担ができます——この場合は繰延方式と同じことになります——から、実際には両方式のいずれも採れることになります。

さて、Kakumatsu Pte. Ltd. に勤務する丸田氏を例にとつて、両方式の比較を試みましよう。なお、繰延方式といえども、帰国時にはグロス・アップして計算することにご注意ください。

設例(1) 繰延方式とグロス・アップ方式の比較(その1)

I. 前提条件

1. 月給は\$ 4,000 で賞与はなし。昇給もなし。
2. 1980年1月1日に赴任し、1982年10月31日に帰国。
3. 妻1人、子供2人の中年。
4. 税率の変更等はなく、賃金税等は無視。
5. 会社は12月決算で、十二分に儲かっている。
6. 1982年の所得に関する税金の計算・支払は1983年になつてから行なう。

II. 税額の計算

A. 繰延方式

	合 計		
課税年度	1981	1982	1983
対象所得	1980	1981	1982
給与	48000	48000	40000
税金補助	-	8375	11073 14045
所得控除	(5500)	(5500)	(5500)
課税標準	<u>42500</u>	<u>50875</u>	<u>59618</u>
税額			
最初の35000/50000につき	5975	10775	10775
残りにつき 32%/34%	<u>2400</u>	<u>298</u>	<u>3270</u>
	<u>8375</u>	<u>11073</u>	<u>14045</u>
			33493

B. グロス・アップ方式

課税年度	1981	1982	1983	合 計
対象所得	1980	1981	1982	
給与	48000	48000	40000	
税金補助	12462	12462	8551	
所得控除	(5500)	(5500)	(5500)	
課税標準	<u>54962</u>	<u>54962</u>	<u>43051</u>	
税額				
最初 50000/35000 につき	10775	10775	5975	
残りにつき 34%/32%	<u>1687</u>	<u>1687</u>	<u>2576</u>	
	<u>12462</u>	<u>12462</u>	<u>8551</u>	33,475
A - B	(4087)	(1389)	5494	18

Ⅲ. 会社の支出（給与関係）

A. 繰延方式

	1980	1981	1982	1983	合 計
給与	48000	48000	40000		136000
税金補助		<u>8375</u>	<u>11073</u>	<u>14045</u>	<u>33493</u>
支出合計	<u>48000</u>	<u>56375</u>	<u>51073</u>	<u>14045</u>	<u>169493</u>

B. グロス・アップ方式

	1980	1981	1982	1983	合 計
給与	48000	48000	40000		136000
税金		<u>12462</u>	<u>12462</u>	<u>8551</u>	<u>33475</u>
支出合計	<u>48000</u>	<u>60462</u>	<u>52462</u>	<u>8551</u>	<u>169475</u>
A - B	0	(4087)	(1389)	5494	18

Ⅳ. 会社の費用（給与関係）

A. 繰延方式

課税年度	1981	1982	1983	合 計
会計年度	1980	1981	1982	
給与	48000	48000	40000	136000
税金補助	-	8375	11073 14045	33493
合計	<u>48000</u>	<u>56375</u>	<u>65118</u>	<u>169493</u>

B. グロス・アップ方式

課税年度	1981	1982	1983	合 計
会計年度	1980	1981	1982	
給与	48000	48000	40000	136000
税金補助	<u>12462</u>	<u>12462</u>	<u>8551</u>	<u>33475</u>
合計	<u>60462</u>	<u>60462</u>	<u>48551</u>	<u>169475</u>

A - B (12462) (4087) 16557 18

法人税に与える影響

(40%) 4985 1635 (6627) (7)

Ⅴ. 会社の正味支出額の比較（A - B）

	1981	1982	1983	合 計
個人所得税面で	(4087)	(1389)	5494	18
法人所得税面で	<u>4985</u>	<u>1635</u>	<u>(6627)</u>	<u>(7)</u>
合計	<u>898</u>	<u>246</u>	<u>(1133)</u>	<u>11</u>

()が付いている場合、Bの方が支出が多い。()が付いていない場合は、Aの方が支出が多い。

さて、上の例(1)では、両方式による税額の合計はグロス・アップ方式の方が\$18だけ少なく有利となりました。これだけでしたらおおかたの日本人にとっては昼飯2回分、私のようなキャンティーン愛好者にとつても昼飯10回弱分しかありません。各年度の正味支出額でみると、1981年1982年

ともグロス・アップ方式の方が支出額が少なく、金利効果を考えますと、約
S\$200ほど有利と言えましょうか。

次はちよつと条件を変えてみましょう。

設例(2) 繰延方式とグロス・アップ方式の比較(その2)

I. 前提条件の変更

帰国日を1982年3月31日とし、1982年の所得に関する税金の
計算、支払は1982年内に行なう。

II. 税額の計算

A. 繰延方式

課税年度	1981	1982	1982	合 計
対象所得	1980	1981	1982	
給与	48000	48000	12000	
税金補助	-	8375	11073	
			2304	
所得控除	(5500)	(5500)	(5500)	
課税標準	<u>42500</u>	<u>50875</u>	<u>19877</u>	
税額				
最初の 35000/50000/ 15000 に対し	5975	10775	1475	
残りの 32%/34%/ 57%	<u>2400</u>	<u>298</u>	<u>829</u>	
	<u>8375</u>	<u>11073</u>	<u>2304</u>	21752

B. グロス・アップ方式

課税年度	1981	1982	1982	合 計
対象所得	1980	1981	1982	
給与	48000	48000	12000	
税金補助	12462	12462	451	
所得控除	(5500)	(5500)	(5500)	
課税標準	<u>54962</u>	<u>54962</u>	<u>6951</u>	
税額				
最初の 50000/5000 に対し	10775	10775	275	
残りの 34%/9%	<u>1687</u>	<u>1687</u>	<u>176</u>	
	12462	12462	451	25375

A - B (4087) (1389) 1843 (3623)

Ⅲ. 会社の支出（給与関係）

A. 繰延方式

	1980	1981	1982	合 計
給与	48000	48000	12000	108000
税金補助		<u>8375</u>	<u>11073</u> <u>2304</u>	<u>21752</u>
支出合計	<u>48000</u>	<u>56375</u>	<u>25377</u>	<u>129752</u>

B. グロス・アップ方式

	1980	1981	1982	合 計
給与	48000	48000	12000	108000
税金補助	-	12462	<u>12462</u> <u>451</u>	<u>25375</u>
支出合計	48000	<u>60462</u>	<u>24913</u>	<u>133375</u>
A - B	0	(4087)	464	(3623)

Ⅳ. 会社の費用（給与関係）

A. 繰延方式

課税年度	1981	1982	1983	合 計
会計年度	1980	1981	1982	
給与	48000	48000	12000	108000
税金補助	-	<u>8375</u>	<u>11073</u> <u>2304</u>	<u>21752</u>
合計	<u>48000</u>	<u>56375</u>	<u>25377</u>	<u>129752</u>

B. グロス・アップ方式

課税年度	1981	1982	1983	合 計
会計年度	1980	1981	1982	
給与	48000	48000	12000	108000
税金補助	<u>12462</u>	<u>12462</u>	<u>451</u>	<u>25375</u>
合計	<u>60462</u>	<u>60462</u>	<u>12451</u>	<u>133375</u>

A - B	(12462)	(4087)	12926	(3623)
-------	---------	--------	-------	--------

法人税に与える影響 (40%)	4985	1635	(5170)	1450
--------------------	------	------	--------	------

V. 会社の正味支出額の比較 (A - B)

	1981	1982	1983	合 計
個人所得税面で	(4087)	464		(3623)
法人所得税面で	<u>4985</u>	<u>1635</u>	<u>(5170)</u>	<u>1450</u>
	<u>898</u>	<u>2099</u>	<u>(5170)</u>	<u>(2173)</u>

()が付いている場合は、Bの方が支出が多く、()が付いていない場合はAの方が支出が多い。

例(2)では結果が逆転しました。1981年1982年ではグロス・アップ方式の方が支出は少ないのですが、最終的には繰延方式の方が\$2,173も少なく、金利効果での相殺分を考えてもなお繰延方式の方が有利です。

両方式で税額の合計額が異なってくるのは、累進税率を適用しているためです。繰延方式では課税対象所得が年々ふくらみ、また最終年ではグロス・アップして計算するため、高い税率を適用される可能性があります。年末近くに帰国すると不利になるわけです。私のように帰国予定日が契約で決まっているような人は少ないでしょうから、一概にいずれの方式が有利とは言えませんが、どちらかといえば繰延方式に分がありそうです。最近のように減税傾向にあるときは特にそういえますし、会社が赤字決算や免税企業である場合には繰延方式を採るべきでしょう。

(6)現金でもらうより現物支給で。

特別ケチな会社は別として、多くの会社は日本人従業員に対して経済上の諸便益を与えています。この場合、給与の一部として現金で支給すれば、全額が所得に算入されます。しかし現物支給の場合には必ずしも全額が所得とはなりません。もちろんPUB(電気、ガス、水道)の支払や召使いの給料の支払など、支払額が全額個人所得に算入されることもあります。一般的には現物支給の場合の所得算入額はかなり低くなります。

イ. 家賃

家賃については、以下の3つのうち最も低いものが所得に算入されます。

a. 実際の家賃支払額

①契約書において家賃の部分と家具代の部分が分記されていないと

きは合理的な見積によつて分離する。数学的には家賃部分が少ないほど有利である。

②複数人が同居している場合には、1人当たりの家賃額を頭割で計算する。

③個人が家賃の一部を負担しているときは、会社負担の部分のみが所得に算入される。

b. 家屋の年度評価額 (Annual Value)

複数人が同居している場合には、1人当たりの評価額を頭割で計算する。

c. 雇用から生じる全所得の10%

個人が家賃一部を負担しているときは、所得算入額から自己負担額を控除する。

通常は $b > a > c$ ないし $a > b > c$ であり、10%基準が最も有利になることが多いのですが、ときには b が最も低くなることもあり、すでに10%基準を採用している会社の場合には、念のため家主に b がいくらか聞いてみるというでしょう。

また c の10%基準は、場合によつては適用されないこともあります(たとえば取締役が自らの報酬を不当に安く押さえ、実質的な報酬のほとんどを家賃の会社負担という形で受けとっている場合など)が、日本人の場合にはほぼ必ずといっていいほど使える基準です。節税のために大いに利用すべきもののひとつです。

この10%基準を享受するための条件としては、必ずしも確定はしていませんが次のようなものが考えられます。

①賃貸借契約が家主と会社との間で結ばれていること。

②家賃の支払は、会社から家主に直接なされていること。

③会社が家賃の補助をすることについて、経理規定、雇用契約等に明文規定があること。

さらに、この3つとも満たされている場合には、当該家賃に関する2%の賃金税は支払う必要がないと思われます。契約が個人と家主との間で結ばれ

ている場合には、10%基準の適用自体はなお可能ですが、賃金税まで免れることはできないでしょう。

さて、それでは、Kakumatsu Pte. Ltd. の丸田氏を例にとつて、節税の効果のほどを見てみましょう。

設例(3) 家賃補助の比較

I. 前提条件

1. 丸田氏に対する総実質給与はS\$68,000。
2. 家賃は年額S\$18,000。
3. 従つて家賃を除いた手取額はS\$50,000。
4. 個人所得税は会社が負担し、グロス・アップ方式で計算する。
5. 妻1人、子供2人の壮年。

II. 補助の方法

- A. 実質給与を全額給与として支給し、家賃は丸田氏が負担する。
- B. 給与としてS\$56,000支給し、家賃は会社が支払うが、一部丸田氏負担としてS\$6,000徴収する。
- C. 給与としてS\$50,000支給し、家賃は全額会社負担として家主に直接支払う。

Ⅲ. 税額の計算

	A	B	C
給与	68,000	56,000	50,000
税金補助	<u>23,086</u>	<u>17,267</u>	<u>16,941</u>
	91,086	73,267	66,941
家賃の所得算入額*			
所得の10%	7,327	6,694	
個人負担額	<u>(6,000)</u>	<u>1,327</u>	<u>-</u>
	91,086	74,594	73,635
所得控除	<u>(5,500)</u>	<u>(5,500)</u>	<u>(5,500)</u>
課税標準	<u>85,586</u>	<u>69,094</u>	<u>68,135</u>
税額			
最初の75,000/50,000に対し	19,275	10,775	10,775
残りに対し36%/34%	<u>3,811</u>	<u>6,492</u>	<u>6,166</u>
	<u>23,086</u>	<u>17,267</u>	<u>16,941</u>
差		5,819	326
		6,145	

Ⅳ. 会社の負担額

	A	B	C
給与	68,000	56,000	50,000
税金補助	<u>23,086</u>	<u>17,267</u>	<u>16,941</u>
合計	91,086	73,267	66,941
賃金税(2%)	<u>1,822</u>	<u>1,465</u>	<u>1,339</u>
	92,908	74,732	68,280
家賃支払	-	18,000	18,000
家賃の一部徴収	<u>-</u>	<u>(6,000)</u>	<u>-</u>
負担額合計	<u>92,908</u>	<u>86,732</u>	<u>86,280</u>
差	6,176 452 6,628		

Ⅴ. 丸田氏の現金手取額には変わりがない。

	A	B	C
給与	68,000	56,000	50,000
家賃の一部負担天引	-	(6,000)	-
家賃支払	<u>18,000</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>

ロ. 家具

家具についてはそれぞれ所得算入額が決められており(Annex A 参照)、これらを合計しても年間S\$500 からS\$1,000といつたところです。家際の家具の賃借料よりは安いと言えましょう。

さて、家や家具について、借りるのと買うのとどちらが得か、という話になりますと、法人税の方もあわせて考えなければなりません。

賃借料は全額当該期間の費用となり、税務上も損金算入ができます。しかし購入した固定資産は減価償却という形で数期間にわたり費用化することになります。しかも家具の場合には税務上の減価償却によつて損金算入ができ

るものの、家屋については税務上の減価償却は認められず、損金算入ができません。ただし、当該家屋を売却したときの固定資産売却益は非課税であり、現在のように家賃や家の売価が激しく上昇しているときには、有利な一面も持っています。

ハ、帰国渡航費（Leave Passage）の補助

会社が従業員及びその家族の一時帰国渡航費を負担した場合には、人数や回数に制限はありますが、実費の20%のみが所得に算入されることになっています。従つて、給与を高くしておいて本人が自己負担で航空券を買うというのは、節税上アホらしいのです。また、パイオニア企業等の場合は実質的に全額免税となります。

なお、法人所得の計算上は全額損金算入されることに変わりありません。

(7) 車

車についても、「現金支給（交通手当）よりも現物支給（会社の車を私用に使わせる）の方が有利」と言えるでしょうか。個人所得税を見る限りはそう言えそうです。交通手当であれば全額課税されるのに対し、会社の車を私用に使わせてもらえば、私用にあてた走行距離に応じて計算した額（Annex A 参照）が所得に算入されるだけです。

しかしながら、車については、政策上の必要から各種の経済的な制約がついています。登録料などが個人所有と会社所有の場合とで異なつたり、維持費の損金算入が一部または全部認められなかつたり、取得価額の一部または全部が税務上の減価償却を認められなかつたりします。従つて、法人税との関係で、総合的に判断する必要があります。

交通費関係の税務については、次表のようにまとめることができます。

所 有 者 形式的 実質的	ナンバ ーブ レート	会社の B/Sに 計上	維持費 の負担 者	会社から個人への支払		会社の経費が法人所 得税計算上、損金算 入されるかどうか。	車の減価償却費 が損金算入され るかどうか。
				社用に使つ た部分	私用に使つた 部分		
個人 個人	E	されない	個人	費用の払戻 を行なう。	交通手当を支 給する。	車の維持費（個人へ の交通費の払戻も含 む）は損金算入がで きない。交通手当は 給料の一部であり損 金算入ができる。	N / A
個人 会社	E	される	会社	N / A	N / A （現物支給）		一切損金 算入できない
会社 会社	Q	される	会社	N / A	（ N / A （現物支給）	車の維持費は 25, 25,000 / 取得価額 の部分を限度として 損金算入できる	税務上の減価償 却計算に従つて 損金算入するが \$25,000 を限 度とする。
バス タクシー				費用の払戻 を行なう。	交通手当を支 給する。	費用の払戻であつて も交通手当の支給で あつても損金算入で きる。	N / A
個人所得税の計算にあたって所 得に算入される金額				会社の費用 となるもの を立替えた ことによる 払戻である から所得に は算入され ない。	交通手当は支 給全額が課税 対象となる。 会社の車を私 用に用いたと きは走行距離 に応じて所得 算入額を計算 する。		

この表について少々補足説明をしておきましょう。従業員の自宅と会社との間の交通費を会社が負担した場合。すなわち通勤手当（定期券の現物支給を含む）を支給した場合、日本では一定額を限度として非課税所得となりますが、シンガポールでは全額課税対象となります。通勤のための交通費は、給与所得を稼得するのに必要な経費とは認められていないわけです。会社に行かねば仕事ができぬと反論しても無駄のようです。一方、従業員が会社の用事でバス・タクシー、自分の車を使つた場合の払戻額は、個人にとって所得とはなりません。しかし、個人の車を社用に使つたときに、タクシーを使えばかかったであろう全額、ないし走行距離に一定率をかけて算出した全額を払戻した場合は、法人所得計算上損金算入ができません。

さて、節税計算の一例として、会社が新車を買う場合に、個人名義で買うのが得か、あるいは会社名義で買うのが得か、という問題を扱ってみましょう。

会社が実質的な所有者である場合でも、従業員個人名義で登録することができます。こういうややこしいことをするのは、次のような事情があるからです。（Annex B 参照）

イ．新車を購入したときの登録料が、営業用乗用車（BSPV=Business Service Passenger Vehicle）すなわち、いわゆるQナンバー・カーの場合はS\$5,000であるのに対し、個人車として登録すればS\$4,000の節約となる。

ロ．上記登録料は車の価格に関係なく一定額で賦課されるものであるが、このほかに、車の評価額を基礎とした付加登録料なるものがある。通常は150%であるが、個人登録車の場合に限り、別の1台をスクラップ車にすることを条件として割安の付加登録料(PARF)を選択できる。

ハ．道路税については、個人登録車にすれば半額ですむ。

ニ．市内中心部の交通緩和を目的とした市内制限区域に入るのに、個人登録車の場合は半額の入場料ですむ。

一方、個人登録車にすれば不利な面もあります。すなわち、

ホ．車の減価償却費は、一切法人所得の控除要素とならない。また、車の維持費も同様に損金算入ができない。

しかしながら、これについては会社登録車であつても制約があります。すなわち、

へ。取得価額のうちS\$25,000までは損金算入できるが、それを超過する部分は損金性のない費用となる。(日本の交際費の限度枠と同じ。)また、維持費についてもS\$25,000に対応する部分のみが損金に算入される。

従つて上記のプラス・マイナスの両面を比較考慮し、ケース・バイ・ケースで判断しなければなりません。一般には、会社が免税期間中であれば個人登録車が有利であり、また高級車ほど個人登録車の方が得であるということとは言えましょう。

設例(4) 車の購入

I. 前提条件

1. Kakumatsu Pte. Ltd. は、このたび業務拡張のため自動車を購入することを決めたが、業績が芳しくない会社なので、1600CCの小さい車で我慢することにした。
2. 利用割合は、社用60%、丸田氏の私用40%で、年間走行距離は10,000マイル。
3. 運転手をつけてやるほどの余裕は全くないが、私用の分のガソリン代等も含めて、経費はすべて会社が負担することにした。
4. 4年間使つたのち売却処分する。
5. 購入形態として次の3つを考えた。(前掲の表を参照のこと。)
 - A. 丸田氏に購入資金を貸付け、個人的に車を買ってもらい、一部を社用に使ってもらう。維持費総額のうち、社用相当部分は費用の払戻として、また、私用相当部分は丸田氏への交通手当として支給する。また、貸付けた資金は、4年後の売却予想価格との差額を4年間で均等返済させることにし、売却時には売却代金をそのまま残金の返済にあてさせる。一方で、均等返済額と同額を特別手当として支給する。すなわち、丸田氏の負担は実質的に0となるわけである。
 - B. 会社が車を購入するが、丸田氏の名義で登録する。車は売却予想価格を残存価額とし、4年間で均等償却する。維持費は会社が直接

支払う。

C. ほぼBと同じであるが、BSPVとして登録する点が異なる。

6. 上記A、B、Cについて、取得価額は次のようになった。

	A 及 B	A 及 B (PARF 適用)	C
輸入価格	10,000	10,000	10,000
関税及びディーラー の利益等	8,000	8,000	8,000
登録料 (RF)	1,000	1,000	5,000
付加登録料 (ARF)	15,000	-	15,000
特惠付加登録料 (PARF)	-	6,000	-
新車価格	34,000	25,000	38,000
スクラップ車購入価格	-	5,000	-
新車取得価額	<u>34,000</u>	<u>30,000</u>	<u>38,000</u>

7. 上記A、B、Cについて年間の維持費は次のようになった。

	A	B	C
制限区域入場料 (ALF)	1,200	1,200	2,400
道路税 (Road Tax)	800	800	1,600
その他の維持費	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>
合計	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
会社の支払の形態			
丸田氏への交通手当 (40%)	2,400	-	-
丸田氏への費用払戻 (60%)	3,600	-	-
車の維持費として	<u>-</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
合計	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>

8. 上記 A、B、C について、4 年後の売却予想価格、及び（取得価額—売却価格）の費用化は次のようになった。

	A 及 B	A 及 B (PARF 適用)	C
取得価額	34,000	30,000	38,000
売却価格*	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>	<u>8,000</u>
要費用化額	<u>24,000</u>	<u>20,000</u>	<u>30,000</u>
1 年あたりの償却額	6,000	5,000	7,500

* 処分価格は、個人車登録の方が、(PARF) を受けられる関係でやや高くなっている。

9. 自動車関係の費用と税金補助とを除いた費用の合計と、収益合計との差額（仮に途中利益と呼んでおく。）は毎年 S\$50,000 である。また、この S\$50,000 については税務調整事項がなく、課税利益と一致するものとする。なお税率は 40% である。

10. 丸田氏の年収は S\$30,000 (Net) である。税金と住居は会社負担であり、住居の所得算入額は S\$35,00 である。税金の所得算入はグロス・アップ方式で行なう。今後 4 年間昇給はなく、税率の変更もない。また所得控除は 4 年間とも S\$5,500 である。

II. 比較すべきケース

A 及び B については、スクラップ車を購入して PARF を適用した方が有利であるので、以下その場合に限って述べる。

Ⅲ. 丸田氏の個人所得税

	A	B	C
基本給与	30,000	30,000	30,000
車関係			
交通手当 (cfⅠの(7))	2,400	-	-
特別手当 (cfⅠの(5).(8))	5,000	-	-
現物支給 (cfⅠの(2))	-	1,200	1,200
住居の所得算入	3,500	3,500	3,500
税金補助	<u>8,975</u>	<u>6,057</u>	<u>6,057</u>
合計	49,875	40,757	40,757
所得控除	<u>5,500</u>	<u>5,500</u>	<u>5,500</u>
課税標準	<u><u>44,375</u></u>	<u><u>35,257</u></u>	<u><u>35,257</u></u>
税額			
最初の 35,000につき	5,975	5,975	5,975
残りにつき 32%	<u>3,000</u>	<u>82</u>	<u>82</u>
合計	<u><u>8,975</u></u>	<u><u>6,057</u></u>	<u><u>6,057</u></u>
賃金税(手当及税金補助の分)	328	121	121

Ⅳ. 会社の損益計算書及び法人税

A の場合

年度	1	2	3	4	合 計
① 途中利益	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>200,000</u>
② 交通手当	2,400	2,400	2,400	2,400	9,600
③ 特別手当	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000
④ 車費の払戻	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>14,400</u>
⑤ 車費計(②～④)	11,000	11,000	11,000	11,000	44,000
⑥ 税金補助	8,975	8,975	8,975	8,975	35,900
⑦ 賃金税	<u>328</u>	<u>328</u>	<u>328</u>	<u>328</u>	<u>1,312</u>
⑧ 追加費用計 (⑤+⑥+⑦)	<u>20,303</u>	<u>20,303</u>	<u>20,303</u>	<u>20,303</u>	<u>81,212</u>
⑨ 税引前利益(①-⑧)	29,697	29,697	29,697	29,697	118,788
⑩ 税額 (⑨)	<u>13,319</u>	<u>13,319</u>	<u>13,319</u>	<u>13,319</u>	<u>53,276</u>
⑪ 利引後利益	<u>16,378</u>	<u>16,378</u>	<u>16,378</u>	<u>16,378</u>	<u>65,512</u>
⑫ 途中利益	50,000	50,000	50,000	50,000	200,000
⑬ 損金算入額 (②+③+④+⑦)	<u>16,703</u>	<u>16,703</u>	<u>16,703</u>	<u>16,703</u>	<u>66,812</u>
⑭ 課税利益(⑫-⑬)	<u>33,297</u>	<u>33,297</u>	<u>33,297</u>	<u>33,297</u>	<u>133,188</u>
⑮ 税額 (⑭ の 40%)	13,319	13,319	13,319	13,319	53,276

B の場合

年度	1	2	3	4	合 計
①途中利益	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>200,000</u>
②車の減価償却費	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000
③車の維持費	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>24,000</u>
④車費計(②+③)	11,000	11,000	11,000	11,000	44,000
⑤税金補助	6,057	6,057	6,057	6,057	24,228
⑥賃金税	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>484</u>
⑦追加費用計 (④+⑤+⑥)	<u>17,178</u>	<u>17,178</u>	<u>17,178</u>	<u>17,178</u>	<u>68,712</u>
⑧税引前利益(①-⑦)	32,822	32,822	32,822	32,822	131,288
⑨税額(⑧)	<u>17,529</u>	<u>17,529</u>	<u>17,529</u>	<u>17,529</u>	<u>70,116</u>
⑩税引後利益	<u>15,293</u>	<u>15,293</u>	<u>15,293</u>	<u>15,293</u>	<u>61,172</u>
⑪途中利益	50,000	50,000	50,000	50,000	200,000
⑫損金算入額 (⑤+⑥)	<u>6,178</u>	<u>6,178</u>	<u>6,178</u>	<u>6,178</u>	<u>24,712</u>
⑬課税利益	<u>43,822</u>	<u>43,822</u>	<u>43,822</u>	<u>43,822</u>	<u>175,288</u>
⑭税額(⑬の40%)	17,529	17,529	17,529	17,529	70,116

C の場合

年度	1	2	3	4	合 計
① 途中利益	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>200,000</u>
② 車の減価償却費	7,500	7,500	7,500	7,500	30,000
③ 車の維持費	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	<u>32,000</u>
④ 車費計(②+③)	15,500	15,500	15,500	15,500	62,000
⑤ 税金補助	6,057	6,057	6,057	6,057	24,228
⑥ 賃金税	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>484</u>
⑦ 追加費用計 (④+⑤+⑥)	<u>21,678</u>	<u>21,678</u>	<u>21,678</u>	<u>21,678</u>	<u>86,712</u>
⑧ 税引前利益(①-⑦)	28,322	28,322	28,322	28,322	113,288
⑨ 税額	<u>12,090</u>	<u>14,090</u>	<u>14,090</u>	<u>13,528</u>	<u>53,798</u>
⑩ 税引後利益	<u>16,232</u>	<u>14,232</u>	<u>14,232</u>	<u>14,794</u>	<u>59,490</u>
⑪ 途中利益	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>200,000</u>
⑫ 損金算入額					
車の減価償却費 (注1)	8,333	3,333	3,333	4,738	19,737
車の維持費(注2)	5,263	5,263	5,263	5,263	21,052
税金補助	6,057	6,057	6,057	6,057	24,228
賃金税	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>484</u>
合計	<u>19,774</u>	<u>14,774</u>	<u>14,774</u>	<u>16,179</u>	<u>65,501</u>
13 課税利益(⑪ - ⑫)	30,226	35,226	35,226	33,821	134,499
14 税額	12,090	14,090	14,090	13,528	53,798

(注1) 税務上の減価償却費 (Capital Allowance)

	1 年め	2 年め	3 年め	4 年め
	期 初 償 却	年 度 償 却		残
25,000 部分	(20%) 5,000	(13 $\frac{1}{3}$ %) 3,333	3,333	3,333
13,000 部分	2,600	1,733	1,733	5,201
<u>38,000</u> (取得価額)				

4,738	
5,263	→ 5,263
2,737	→ 2,737
2,464	
	<u>8,000</u>
	(売却価格)

損金算入できる金額 (Capital Allowance)

$$= 25,000 - 8,000 \times \frac{25,000}{38,000} = 25,000 - 5,263 = 19,737$$

(売却価格)

(注2) 損金算入できる維持費の金額

$$= 8,000 \times \frac{25,000}{38,000} = 5,263$$

(維持費)

Ⅴ. 会社の支出額（税金補助等は年度ごとに対応させた。）

	1	2	3	4	合 計
A の場合					
貸付金	30,000				
貸付金の返済				(10,000)	
交通手当	2,400	2,400	2,400	2,400	
交通費払戻	3,600	3,600	3,600	3,600	
税金補助	8,975	8,975	8,975	8,975	
賃金税	328	328	328	328	
法人税	<u>13,319</u>	<u>13,319</u>	<u>13,319</u>	<u>13,319</u>	
合計	<u>58,622</u>	<u>28,622</u>	<u>28,622</u>	<u>18,622</u>	134,488
B の場合					
車の購入代金	30,000				
車の売却代金				(10,000)	
車の維持費	6,000	6,000	6,000	6,000	
税金補助	6,057	6,057	6,057	6,057	
賃金税	121	121	121	121	
法人税	<u>17,529</u>	<u>17,529</u>	<u>17,529</u>	<u>17,529</u>	
合計	<u>59,707</u>	<u>29,707</u>	<u>29,707</u>	<u>19,707</u>	138,828
C の場合					
車の購入代金	38,000				
車の売却代金				(8,000)	
車の維持費	8,000	8,000	8,000	8,000	
税金補助	6,057	6,057	6,057	6,057	
賃金税	121	121	121	121	
法人税	<u>12,090</u>	<u>14,090</u>	<u>14,090</u>	<u>13,528</u>	
合計	<u>64,268</u>	<u>28,268</u>	<u>28,268</u>	<u>19,706</u>	140,510

この例ではAのケースが一番有利となりました。丸田氏の個人所得が増大し、所得税がふくらむのですが、高額所得者ではないために限界税率が低く、また法人所得の計算にあたって損金算入されることが相殺効果をもっています。Bでは車関係の支出が全く損金性をもたないのですが、購入価格等に大差があるため、なおCよりも有利になっています。

この設例の与条件は必ずしも実情を反映しているとは限りません。4年後の売却予想価格なども現実的かどうか自信がありません。現在のところは、買った値段より高く売って帰国した人が少なからずいると聞いています。車の値段はもうこれ以上はあがらないだろうという人もいれば、まだまだという人もいます。いずれにせよ、個々の条件をできるだけ正確に把握して計算することが必要です。

(8)預金利息

日本では分離課税制度から総合課税制度への移行が最近決まったばかりですが、シンガポールでは以前から総合課税がなされています。預金利息は個人の納税申告書において開示され、給与所得等とあわせて課税標準が算出されます。累進税率が適用されますので、割と高い税金がかかることになります。

非課税の預金としては、日本の郵便貯金に相当するPOSBのSaving Accountがあげられます。非課税措置の他、おまけとして年2回のお楽しみ抽選会(1980年12月度の1等賞は\$150,000)もあります。もつとも、賞金を射止めるのは、現在私が募集中の「従順にして情緒を解するお嫁さん」を、シンガポリアンの中に捜すのと同じくらいの確率です。

(9)人的所得控除

シンガポールの税金が日本より高いと感じられるのは、ひとつには所得控除額が少ないためです。(但し、現在所得控除の増加が検討されていることが1980.2.3付のStraits Timesで報道されています。)参考までに、年収500万円で子供2人を有する40歳の平均的サラリーマンの控除額を比べてみますと、以下のようになります。

基礎控除	日本	シンガポール
基礎控除	S\$ 2,610	S\$2,000
給与所得控除	13,050	1,000
配偶者控除	2,610	1,000
扶養控除	<u>5,220</u>	<u>1,500</u>
合計	<u>23,490</u>	<u>5,500</u>

(¥ 1,000 = S\$9 で換算)

この人的所得控除の項目では節税のしようがありません。現地妻を持つて
いる人でも 2 人分の配偶者控除は受けられませんが、子供が日本の学校に通
っている場合には通常の 2 倍まで控除が認められます。

(10) C P F

中央厚生年金 (C P F) は、我々日本人サラリーマンにとつては強制加入
ではありませんが、任意に加入することによつて節税の一助とすることがで
きます。但し、控除可能な最高限度額は \$5,000 です。

では、在星約 1 年半の盛年サラリーマン丸田氏を例にとつて、C P F 加入
による節税の効果のほどを見てみましょうか。

設例(5) C P F 加入による節税

I. 前提条件

1. 丸田氏の実質年俸は \$50,000 とする。
2. 妻 1 人、子供 2 人。
3. 税金は会社負担で、グロス・アップ方式を用いる。
4. 家賃は給料の中から個人負担。

Ⅱ. 税額の計算

	非加入	加入
給与	₤ 50,000	₤ 41,494
税金補助	13,492	6,902
所得控除		
人的控除	(5,500)	(5,500)
C P F 控除		(5,000)
課税標準	<u>57,992</u>	<u>37,896</u>
税額		
最初の50,000/35,000につき	10,775	5,975
残りにつき 34%/32%	<u>2,717</u>	<u>927</u>
	<u>13,492</u>	<u>6,902</u>
差額		6,590

Ⅲ. 丸田氏の実質給与

	非加入	加入
給与	₤ 50,000	₤ 41,494
C P F 支払(16.5%)		<u>(6,847)</u>
現金手取額		34,647
C P F より後日もらえる額		
(個人負担16.5% + 会社負担20.5%)		<u>15,353</u>
実質給与	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>
		6,890

Ⅳ. 会社の負担額

	非加入	加入
給与	S \$ 50,000	S \$ 41,494
C P F (20.5%)		8,506
実質給与	50,000	50,000
税金負担	13,492	6,902
賃金税(給与及び税金負担の2%)	1,270	968
合計	64,762	57,870
差額	6,892	

実質給与はS\$50,000と同じなのに、会社の負担額がS\$6,892も違います。但し、丸田氏は現金収入がS\$15,353も少なくなり、資金的にはややきついかもかもしれません。しかし年6.5%の利息がつきますのでまんざら悪くはありません。会社としてはS\$6,892の負担減になるわけですから、その分丸田氏に無利子で融資することだつて考えてよいでしょう。

ひとつだけ気になるのは、帰国時に全額一括で返してくれるかどうかという点です。現在のところは、シンガポールに舞い戻ってくるのでない限り、全額を一度に引出せますし、税金もかかりません。しかし今後もそうだという保証はどこにもありません。何しろ、どこかの国とは違つて、ある日突然びつくりするような政策を実行に移せるだけの優秀な政治家がそつています。いつなんどき持出制限なんてことにもなりかねません。また場合によつては、外国人の場合にはC P F控除を認めない、などということだつてあり得ます。従つて無条件でお勧めできる節税策でもありません。

(11) 生命保険料控除

シンガポールに支店を持つて営業している生命保険会社の生命保険に加入しますと、保険料総額S\$4,000まで所得控除ができます。もつともこのほかにも条件がついており、各保険について保険金額の7%、対象者は本人とそ

の配偶者のみです。

C P F と生命保険の両方をあわせると控除限度額はS\$4,000のままで、C P F 単独の場合の限度額よりも少ないという変な恰好になっていますが、早晚\$5,000まで引上げられると思います。

C P F に加入していれば、そのうえ生命保険に入ることは節税対策上意味がなく、また生命保険による節税効果はC P F のそれに比べると見劣りがします。しかし前述のごとくC P F がやや危険を伴うものであるとすれば代替案として生命保険を検討するのもいいでしょう。節税効果については、各保険会社が資料を用意しているはずですから、ここでは計算例をあげません。ただ、保険料と控除限度額との関係、解約返戻金の多寡、資金をねかせておく間の利子要素などを考慮すべきことだけを指摘しておきましょう。

(12) 課税標準と税額

課税対象となる所得の合計から所得控除を引きますと、課税標準が出てきます。日星両国とも累進課税制度を採っていますが、ある課税標準点における平均税率（税額÷課税標準）を比べてみますと、年収300万円弱から1,500万円ぐらいまでの間では、シンガポールの方が日本を上回っています。所得控除はシンガポールの方が少ないことをあわせると、我々日本人サラリーマンにとつては住みづらい国ということになりましょうか。しかしながら、最近の減税傾向はまだ続きそうですから、日本側では住民税支払があることもあわせ考えると、そのうち実質負担率はトントンになるかもしれません。

税率については、Annex Cをご覧ください。

(13) 税額控除

以上のようにして税額を計算したのち、さらに控除すべきものがあれば、それを引いた残りが最終の要支払税額になります。

ひとつは、税金の二重払いを避けるためのもので、配当金や海外から送金された源泉税徴収済み後の利息などがあります。

もうひとつは、いつたん課税所得に算入したけれども、後で税額控除をすることによつて実質的に免税所得とするもので、パイオニア企業や輸出貢献

企業の帰国渡航費補助があります。

(14) おわりに

長い間拙文を我慢して読んでいただき有難うございました。節税の目玉商品は本文中になかったかもしれませんが、個人所得税の基本的な計算構造と、節税のための小さなヒントを修得するうえで、いささかでもお役にたてたとしたら幸いです。

なお、個人所得税をテーマとしましたので、縁の薄い配当金については説明を省略しました。しかし非常に重要な問題ですし、税務上の取扱いが日本と異なるために間違いを犯しやすいところでもあります。今後の執筆担当者のうち誰かがとりあげてくれるものと思います。

Annex A 現物支給の場合の所得算入額(例)

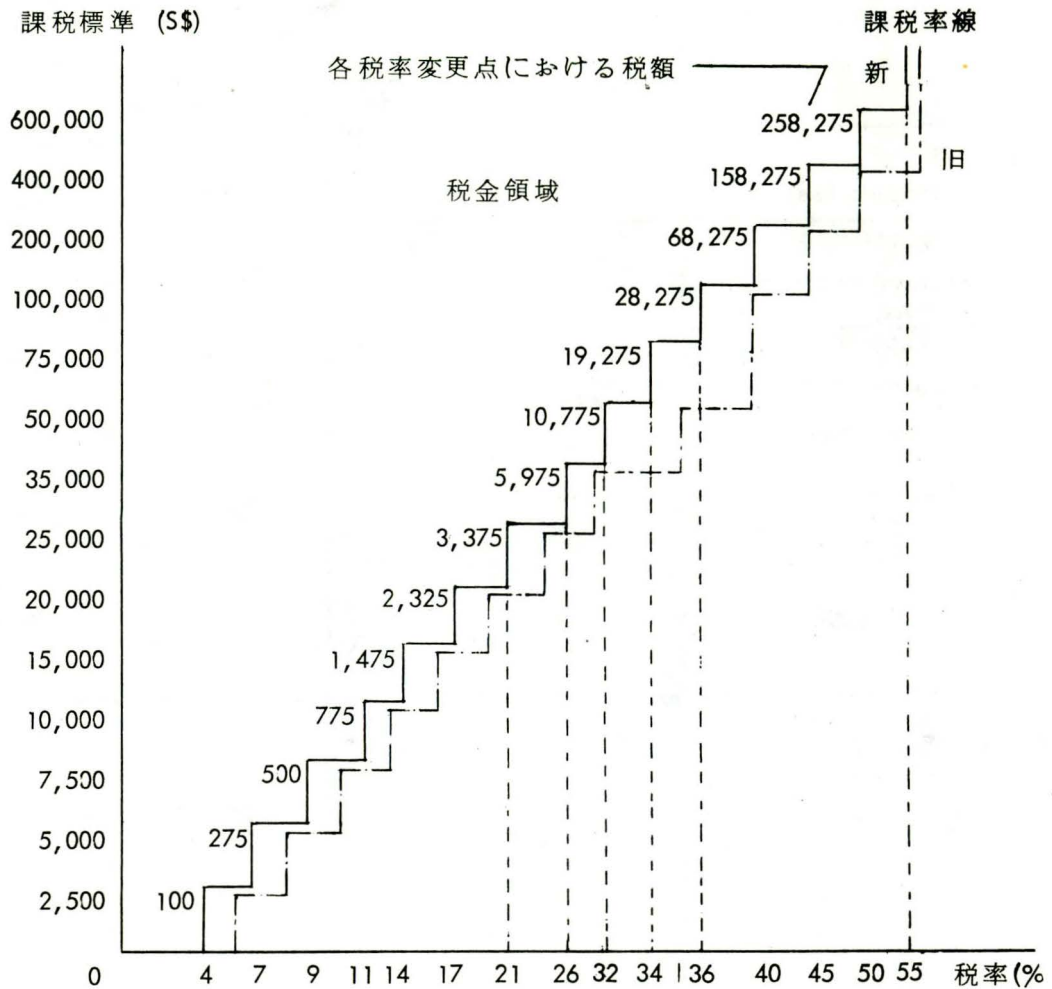
テーブル・イス・ベッドなどの家具類	S\$ 5.00 /月
カーテン・カーペットなどの家具類	5.00
冷蔵庫	10.00
扇風機	1.00
エア・コン 0.7Kw 以下のもの	10.00
0.7Kw をこえるもの	15.00
洗濯機	15.00
テレビ	30.00
ラジオ	2.00
ハイ・ファイ・セット	20.00
ホテル代(成人の場合) 1人・月額 S\$ 250(但し日割計算) + 当該期間に対応する総給与の 2%。	
社有車の使用	
ガソリン・オイルが個人負担のとき	S\$ 0.10/マイル
ガソリン・オイルが会社負担のとき	\$ 0.30/マイル
一時帰国のための渡航費	実費 20%
召使、運転手の給料	実費
PUB(電気・ガス・水道)	実費

Annex B 自動車の諸掛比較

1980.2.6 及び 2.28 付の
Straits Times に発表された。

	旧		新	
	個人登録車	会社登録車	個人登録車	会社登録車
登録料 (Registration Fee)	\$ 15		\$ 1,000	\$ 5,000
付加登録料 Additional Registration Fee = ARF	125%		150%	
特惠付加登録料 Preferential Additional Registration Fee = PARF	ARF の	N/A	ARF の	N/A
1,000CC 以下	35%		35%	
1,000 超 1,600 以下	40		40	
1,600 超 2,000 以下	45		45	
2,000 超 3,000 以下	50		50	
3,000 超	55		55	
道路税 (年間) (Annual Road Tax)	1CC につき	1CC につき	1CC につき	1CC につき
1,000CC 以下	35¢	70¢	40¢	80¢
1,000 超 1,600 以下	40c	80	50	100
1,600 超 2,000 以下	45	90	60	120
2,000 超 3,000 以下	50	100	70	140
3,000 超	80	160	100	200
市内制限区域入場料 (Area Licence Fee)				
1 日につき	\$ 4	\$ 8	\$ 5	\$ 10
または 1 か月につき	80	160	100	200

Annex C 個人所得税率



(注1) 1980課税年度の改正点(新税率は1980.3.6付の Straits Times に発表された。)

1. 税率変更点として75,000,6000,000の2箇所が増設された。
2. 全般的に税率が下げられた。(新課税率は旧課税率線と交わることなく左側に位置している。)

(注2) 今後も税率の減少が続き、最終的には最高40%となる見込である。

理 事 会 の 動 き

第 1 2 9 回 1 9 8 0 年 4 月 8 日 (火) 午後 1 2 時 3 0 分

議 題

1. 前回議事録承認

前回議事録一部訂正して承認された。

2. 報 告 事 項

(1) 部会、委員会開催報告

次の通り部会、委員会開催報告があつた。

○運輸通信部会(3月11日開催)……………種田理事より

○流通サービス部会(3月25日開催)……………事務局より

○第1工業部会(3月25日開催)……………矢野理事より

○第2、3工業部会(3月20日開催)……………加藤理事より

○経営研究委員会(3月20日開催)……………事務局より

○広報委員会(3月21日開催)……………事務局より

(2) VITB 訓練生の日本派遣

水戸副会頭(VITBの Board メンバー)より、下記報告があつた。

1月以来、理事会事項となつてゐる VITB の技能競技大会優秀者1名の日本派遣について、VITB から、①優秀者の決定は7月16日、②シンガポール出発日は8月11日を希望している旨連絡があつた。

引続き事務局より、日本での受入れについて、日本商工会議所に依頼中である旨の報告があつた後、出席理事から、①日本での訪問先は本所会員企業の関連工場、訓練所を第一義とする。②支度金、小使は本所一般会計から支出する旨の意見があり、了承された。

3. 審 議 事 項

(1) National Wages Council への日系企業代表者派遣

桜井顧問より、緊急動議として、次の通りの提案があつた。

本日、NWE (National Employers' Council) から日系企業代表者1名を NWC メンバーとして派遣されるよう人選の依頼があつた。人選は本

日中に必要で、派遣される日系企業代表者は、製造業、女子従業員が多い企業の Managing Director が望しいとのことである。

以上の提案について、審議した結果、家電大手メーカーの中から、第3工業部会担当理事、正副部長らの審議に委ねることとした。(この結果、Matsushita Electronics (S) Pte. Ltd. の黒田氏を選ばれた。)

(2) 総会日の決定

倉重総務担当理事より、本年の総会日を6月27日(金)にしたい旨の提案があり、承認された。

(3) 選挙管理委員会の設置

倉重理事より、選挙管理委員会設置の提案があり、次の諸氏が選挙管理委員に選ばれた。

(順 不 同)

選挙管理委員長	倉重 正樹氏	(東京海上火災)
選挙管理委員	羽田野 隆氏	(伊藤忠)
	石島 一弘氏	(ジエトロ)
	木村 保夫氏	(三菱銀行)
	徳山 健二氏	(会議所事務局)

(4) ウイ・モン・チェン大使のスピーチ内容

事務局より、次の通り報告があつた。

去る3月11日、南洋大学卒業生同窓会日系企業勤務者部会主催の晩さん会で、駐日シンガポール大使ウイ・モン・チェン氏が行つた講演会テキストの本所月報への掲載可否について、広報委員会で検討したところ、講演内容の一部が必ずしも日系企業活動の実情にそぐわない点もあり、掲載しないこととした。しかし、こうした点について、本所として見解を公表しては如何かという意見が広報委員会にあるので、ここに理事会の判断を抑ぐこととした。

このあと、出席者から種々意見が出され、敢えて本所見解を出さないという結論に達した。

(5) グレード調整結果

小山理事より、前回理事会で、さらに接衡の必要のあつた 8 会員について部会担当理事らの接衡の結果、一応調整完了した旨の報告があつた。

このあと、検討した結果、小山理事の報告を承認するとともに、調整完了の旨を本所月報に掲載することとした。た。

(6) 日本人会発行「南十字星復刻版」の販売促進協力

藤井理事（日本人会副会長）より、次の通り報告があつた。

「南十字星復刻版」の販売促進について、日本人会では、①ホテル、旅行社、日本人墓地での販売、②帰国された元日本人会三役を通じての販売促進等を実施している。さらに、本所会員の購入、本所訪問者の購入を強力的に依頼するようサーキュラーすることとした。なお、本所会員への販売目標は、グレード別に冊数を決めて 1,000 冊。

ジェトロ、在外協も日本国内で復刻版の PR に協力する旨意見表明があつた。

(7) 星洲日報、南洋商報への天皇誕生日広告掲載

事務局より、星洲日報、南洋商報への天皇誕生日広告掲載について、例年通り、両新聞社から依頼があつた旨報告したあと、審議の結果、広告掲載することとなつた。

(8) 事務局長昇給

倉重理事より、1979 年 7 月から 1980 年 6 月の事務局長昇給の原案が提出されたあと、検討の結果、原案通り承認された。

(9) 新事務局長給与取扱い

倉重理事より、新事務局長給与取扱いについて提案があつたが、次回理事会で詳細を検討することとなつた。

4. 会 計 報 告

吉永委員より、3 月分の会計報告があり、承認された。

5. 入・退会報告

事務局より、入・退会報告があつた。退会については承認されたが、入会については組織委員会担当理事の退席、部会担当理事らの欠席のため、次回で再度検討することとなつた。

○退 会

** Gunze Sangyo, INC.

** FEC Singapore (Pte) Ltd.

** Mr. M. Mori (Crown Pacific Ltd.)

以上

部 会 活 動

○ 第 2 ・ 3 工 業 部 会 (同 共 会 議 開 催)

1. 日 時 1980年4月2日(水) 午後6時

1. 場 所 Apollo Hotel, Jupiter Room (18階)

1. 内 容 (1) Skills Development Fund (について

JSW (Pte) Ltd.

永田 昌久氏

(永田氏はSkill Development Council のメンバーです)

(2) Film Show "Kacho-A Section Chief And His Day" (27 分間)

○ 金 融 保 険 部 会

1. 日 時 1980年4月21日(月) 午後6時～7時30分

1. 場 所 Mandrin Hotel, Function Room 35 (New Wing 8階)

1. 内 容 Lounge Suit 金融制度調査会委員ら来星歓迎パーティ

廣 報 欄

** Change Of Address

- * Itoman & Co Ltd.
Unit 2115, 21st Floor,
International Plaza,
Anson Road,
Singapore, 0207.
- * Nippon Mining Singapore Pte Ltd.
41, Gul Drive,
Jurong Town,
Singapore, 2262.
- * Swan Socks Manufacturing Co (M) Pte Ltd.
Unit 2115, Floor,
International Plaza,
Anson Road,
Singapore, 0207.
- * Hokushin Singapore Pte Ltd.
Unit 1030/1034, Block 2,
PSA Multi-Storey Complex,
Pasir Panjang Road,
Singapore, 0511.

** Change Of Name Of Representative

- * Kamigumi Co Ltd.
Mr. H. Ishida
- * Toyo Kanetsu K.K.
Mr. Y. Ito
- * Hitachi Elevator Engineering (S) Pte Ltd.
Mr. Y. Asamura
- * Nichias Singapore Pte Ltd.
Mr. T. Imai
- * Shinsho Corporation.
Mr. K. Ishizaki
- * Enplas Co (S) Pte Ltd.
Mr. T. Nakamura
- * Mitsui Construction Co Ltd.
Mr. Y. Hokanishi
- * Singapore Daikyo Pte Ltd.
Mr. S. Natori
- * Sekisui (S) Pte Ltd.
Mr. Y. Imamura

** Change Of Telephone No.

- * Itoman & Co Ltd.
Tel: 2233544
- * Nippon Mining Singapore Pte Ltd
Tel: 2687084 & 2687087
- * Swan Socks Manufacturing (M) Pte Ltd.
Tel: 2229380
- * Hokushin Singapore Pte Ltd.
Tel: 2730345
- * Nippon Steel Corporation.
Tel: 2236777
- * Kajima Corporation.
Tel: 2619722

資料案内

資料案内

シンガポール共和国関税法再版	S\$ 20
シンガポール概況 1975年度	S\$ 25
シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 8
シンガポール共和国製造業管理法（仮訳）	S\$ 8
シンガポール共和国環境公衆衛生法	S\$ 20
資金援助制度の手引	S\$ 8
中央厚生年金法（仮訳）	S\$ 15
シンガポール有税品リスト	S\$ 20
シンガポール共和国財産税法、財産税（付加税）法	S\$ 15
シンガポール共和国個人所得税解釈	S\$ 10
業種別会員名簿	S\$ 20
大気汚染防止法	S\$ 8
経済拡大奨励法	S\$ 10
月報（各月号）	S\$ 8
法律第1号	S\$ 5
法律第2号	S\$ 5
法律第3号	S\$ 5
法律第4号	S\$ 5
法律第5号	S\$ 5
法律第6号	S\$ 5
法律第7号	S\$ 5
法律第8号	S\$ 5
法律第11号	S\$ 5
法律第12号	S\$ 5
法律第13号	S\$ 5
法律第15号	S\$ 5
シンガポール為替管理法（仮訳）	S\$ 15
邦人進出企業並びに外資主要企業概況一覧表（改訂）	S\$ 20
シンガポール共和国移住法	S\$ 15
シンガポール共和国要覧 1977	S\$ 20
シンガポール共和国技術士法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
シンガポール共和国憲法	S\$ 15
シンガポール共和国 1979年	S\$ 20
シンガポール共和国銀行業法	S\$ 15
関税法（第133編）1979年関税令	S\$ 15
シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S\$ 25
1966年地方政府建築規則	S\$ 15
シンガポール共和国会社法	S\$ 60
	但し、非会員 S\$ 70
シンガポール経済事情（1979年8月）	S\$ 10
価格規制法	S\$ 5

4 月 主 な 経 済 記 事

- 2 日 〇 シンガポール貿易局では、16名から組成される貿易代表団をアフリカ5ヶ国に派遣する。代表団は貿易局幹部2名を除いて全て民間代表で構成され、4月から約1ヶ月の間、モーリシャス、ナイジェリア、エジプト、リビア、ケニヤを訪問する。
- 14 日 〇 シンガポールのプラスチック工業は安定した成長をみせ、良好な営業状況を保っている。今後数年間15～20%の成長率が期待できる。昨年のプラスチックの総生産額は2億9400万Sドルとなる。
- 19 日 〇 シンガポール政府は船舶の登録にぎびしい条件をつけるようしたい考えで、20年をこえる古い船舶のシンガポールでの登録は認めない方針である。
- 24 日 〇 シンガポール港湾局(P S A)がJ T Cと其同でPulau Damar Laut 島をコンテナ船専用停泊基地する計画を検討中である。
- 28 日 〇 シンガポールは1985年までに全人口の75%がH D Bの公団住宅に入ることになる。住宅建設予算が全予算の3分の1を占める。

編集後記

先日、新聞を読んでおりましたら、東南アジアに於いて異常気象によるかんばつから、タイでの米の生産量が予想収穫高を30%も下廻る、また砂糖きび等も影響が出るとの記事が目にとまりました。

当地に於いては乾期の5月にもかかわらず大雨が降り各所で洪水が起きております。

異常気象が当地の経済まで波及しない事を祈っておりますが消費財を海外に依存している当地としては影響大なることは必至であると思われます。政府発表の数字以上に物価は値上りしている様で人々の生活を圧迫している事確かです。

一度向上した生活水準を下げる事は不可能ですのでこの先シンガポールの生活がどこまでいくか大変興味深い事です。

今月は「協力関係強化したEECとアセアン」を時事金重氏に、「シンガポールの1979年の経済実績と80年度予算」を日本大使館大西氏に、「個人所得税計算の構造と節税の考え方」をGOH TAN会計事務所松永氏にお願い致しました。松永氏は36ページに亘る長論文をいただきました。家賃、石油、食料品等全て値上りの中生活の助けになれば幸いです。

4月号担当 佐山（シンガポール・タイム）

岩井（伊勢丹）

MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, BLOCK 1, FLATTED FACTORY, KALLANG WAY,
SINGAPORE 13. TELS: 2923831, 2922296
(KALLANG BASIN INDUSTRIAL ESTATE)

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665